

防整技第18116号
令和4年9月26日
一部改正 防整整第15116号
令和6年6月27日
防整整第19075号
令和6年8月23日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

土木工事特記仕様書作成の手引について（通知）

標記について、別冊のとおり定めたので、令和4年11月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので、通知する。

なお、土木工事特記仕様書作成の手引について（防整技第15192号。30.9.27）は、令和4年10月31日限りで廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局提供施設計画官、地方協力局総務課長、
地方協力局在日米軍協力課長

土木工事特記仕様書作成の手引

令和6年7月

整備計画局施設整備官

目 次

第1 総 則

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	用語の定義	1
4	特記仕様書の構成	2
5	特記仕様書の標準書式	3
6	留意事項	3

第2 記載要領

1	工事名	6
2	工事場所	6
3	工期	6
4	工事概要	6
5	工事数量	6
6	数量表	7
7	一般仕様	8
8	基地駐屯地等への立入り	8
9	施工場所周辺の清掃	8
10	事業監理業務委託	8
11	施工確認	8
12	工事現場管理	9
13	作業日及び作業時間	9
14	提出書類等	9
15	その他の工事条件	9
16	工事仕様	9
17	工事仕様の留意事項	10
18	共通仕様書に規定のある工種の記載要領	10
19	共通仕様書に規定のない工種の記載要領	12
20	材料仕様	12
21	汎用品を使用する場合の記載上の留意事項	12
22	特殊機器等を使用する場合の記載上の留意事項	12
23	材料名称等の使用	12
24	材料検査及び試験への立会	13
25	材料表の標準仕様	13
26	材料表の記載要領	13
27	施工管理基準	13
28	出来形管理基準・品質管理基準	14
29	調査及び詳細図等作成	14
30	その他	14

第3 特記仕様書記載例

第1 総 則

1 目 的

土木工事特記仕様書作成の手引（以下「本手引」という。）は、特記仕様書の標準化及び統一を図るとともに、特記仕様書の契約上の位置付けを明らかにし、特記仕様書を作成するために必要な標準事項を定めることによって、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の円滑な執行と業務の効率的な処理に資することを目的とする。

なお、特記仕様書の作成者は、建設工事請負契約書、事業監理業務委託契約書、事業監理業務委託共通仕様書、土木工事共通仕様書等を熟知した上で特記仕様書の作成に当たらなければならない。

2 適用範囲

本手引は、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）が発注する自衛隊等施設の建設工事に係る土木工事特記仕様書の作成に当たり適用するものとする。

3 用語の定義

本手引において用いる用語の意義は、「防衛省整備計画局土木工事共通仕様書」第1章1.1.2用語の定義に定めるところによる。

4 特記仕様書の構成

特記仕様書の構成は、次の表を標準とする。

区 分	項 目	記 載 概 要
1 工事名		工事の名称
2 工事場所		工事の施工場所
3 工期		工事の始期日から終期日までの期間
4 工事概要		工事の概要
5 工事数量	一般 数量表	工事数量の位置づけ及び変更等があった場合の措置 工事項目、規格寸法、単位及び数量
6 一般仕様	一般 基地等への立入り 事業監理業務委託 施工確認等 工事現場管理 作業時間 提出書類等 その他の工事条件	本工事を実施する場合の特記仕様の位置づけ 基地等への立入りのために必要な手続き等 事業監理業務委託をしている場合の業務の範囲等 施工確認、材料検査、立会、承諾等を要するもの 工事現場の管理で特に必要な事項 指定作業時間 提出書類の名称、時期、書式、部数等 特に指定する工事条件
7 工事仕様		工事項目毎の施工に関する仕様
8 材料仕様	材料仕様 材料検査等	使用する材料の規格等 材料検査、試験の立会等を要する材料名
9 施工管理基準	一般 出来形管理基準 品質管理基準	施工管理基準の適用について 特に指定する必要がある出来形管理基準 特に指定する品質管理基準
10 その他	調査及び詳細図等作成業務 その他	調査及び詳細図等作成の業務内容 精算事項の項目、数量、時期等

5 特記仕様書の標準書式

特記仕様書は原則として、第1の4の構成に基づき、様式1-1の書式を作成するものとする。

また、設計変更の書式は、様式1-2を標準として作成するものとする。

1 用紙サイズ： A4サイズ

2 書 体： 原則として、明朝体標準全角文字を使用するものとする。ただし、数量、金額等については、半角文字を原則とする。

6 留意事項

本手引によって作成される特記仕様書は、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を補足し、当該工事に特筆される事項を定めるものである。

なお、建設工事が請負工事として発注する場合、発注者と受注者は互いに契約条項に合意した上で、工事請負契約を結ぶことになるが、その際、発注者が受注者に要求する工事は、図面や特記仕様書によって示される。この場合、発注者が要求するもの及び意図するところを主として図示するのが図面であり、その質や作業の方法などについて詳細に示したものが特記仕様書である。

したがって、特記仕様書は図面と共に契約書を補足するものであって、これに記載されている事項は、発注者がこのような構造物等を受け取りたいという意思の表明であり、発注者の単なる願望又は理想のものであってはならない。また、受注者によって確実に実現できるものであり、遵守されなければならない。具体的には次のような要件が仕様書に要求される。

1 手引書（マニュアル）的な性格のものではないこと

守るべきことを記述し、願望又は理想の記述をしない。

2 明確な条件を示すこと

設計図書に明示すべき施工条件等について（防整技第7187号。28.3.31）により、明示すべき施工条件等の項目及び事項については確実に記載するものとし、観念的な記述ではなく、できるだけ定量的及び具体的に数字で示すような形をとるものとする。

なお、特記仕様書の用語は、特別なものを除き共通仕様書の用語を用いるものとする。

3 請負契約の本質をゆがめないこと

請負契約は、受注者が契約対象物を最良の方法と考える手段によって作り上げるのが本来の姿であることから、特に必要性がない限り、施工途中の過程についての制約は記載しない。

特記仕様書

- 1 工 事 名 : _____
- 2 工事場所 : _____
- 3 工 期 : 契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで
(指定部分工期) ○○工事については令和 年 月 日まで
- 4 工事概要 : _____
- 5 工事数量
 - (1) 数量表に記載された数量と図面から求まる数量に差がある場合は、数量表の数量を優先するものとする。
 - (2) 受注者は数量表の各工事項目に着手するまでに、また、やむを得ないものについては当該工事項目の終了までに、現場と図面を対比して工事数量を精査し、その結果を監督官に報告するものとする。

数量表

工 事 項 目	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	備 考

- 6 一般仕様 : _____
- 7 工事仕様 : _____
- 8 材料仕様 : _____

材料表

材 料 名	規 格	備 考

- 9 施工管理基準 : _____
- 10 その他 : _____

設計変更特記仕様書

- 1 工 事 名 : _____ 第 回設計変更
- 2 工 事 場 所 : _____
- 3 工 期 : _____
 当初工期 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 (指定部分工期) ○○工事については令和 年 月 日まで
 変更工期 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 (指定部分工期) ○○工事については令和 年 月 日まで
- 4 工 事 概 要 : _____
- 5 工 事 数 量
 (1) ~ (2) 原設計と同じ。

数量表

工事項目	規格・寸法	単位	原数量	変更数量	増減	備 考

- 6 一 般 仕 様 : _____

- 7 工 事 仕 様 : _____

- 8 材 料 仕 様 : _____

材料表

材 料 名	規 格	備 考

- 9 施 工 管 理 基 準 : _____
- 10 そ の 他 : 記載のない事項について、原設計と同じとする。 _____

第2 記載要領

1 工事名

工事名は、入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）に記載される工事名を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更を行った場合は、工事名の後に変更回数を記載するものとする。

2 工事場所

工事場所は、入札公告等に記載される工事場所を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

3 工期

工期は、入札公告等に記載される工期を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更においては、設計変更時に現場説明書が変更されないため、工期の変更が生じた場合は、当初工期と変更工期を併記するものとし、工期の変更が生じない場合は、様式1－2の変更工期の欄を削除するものとする。

当初工期内に指定部分の工期を設ける場合は、当初工期を記載した欄の下に指定部分工期として、指定する工種名、工期等を記載するものとする。

4 工事概要

工事概要は、工事の目的及び工種名を簡潔に記載するものとする。

特記仕様書に記載する工事概要は主要工事の概要をまとめて明示するものであり、工事の目的及び工種名を簡素化して記載する。

5 工事数量

特記仕様書に記載している工事数量の位置づけ及び図面等との相違があった場合の措置等について記載するものとし、次の内容を標準とする。

- (1) 数量表に記載された数量と図面から求まる数量に差がある場合は、数量表を優先するものとする。
- (2) 受注者は、数量表の各工事項目に着手するまでに、また、やむを得ないものについては当該工事項目終了までに、現場と図面を対比して工事数量を精査し、その結果を監督官に報告するものとする。
- (3) 工事数量は、積算が可能となる詳細数量を、数量表もしくは図面に記載する。

特記仕様書に記載される工事数量は、その工事の規模及び目的構造物の規格寸法を定量的に数字で明示したものであって、請負契約における請負金額の基礎となり、工事内訳書の内容を明記した契約図書の重要な記載事項である。

工事発注後図面から算出された数量と特記仕様書の数量が異なることが判明した場合、工事数量は発注者と受注者が締結した請負契約条件であるとの考え方から、本条1及び2の文章を工事数量の一般事項として明記しておき、設計変更で対応できるようにしておく必要がある。

燃料タンク工事における製缶工等の専門（見積り）工事等については、数量表において一式としてよいが、図面においては鋼材重量等の主要な数量を記載する。

6 数量表

数量表の書式は、様式2-1及び2-2によることを標準とする。

(1) 数量表の書式は、様式2-1を標準とする。

(2) 設計変更の数量表の書式は、様式2-2を標準とする。

特記仕様書の数量表は、積算価格内訳明細書に記載する工事項目、工事数量等と同じものを記載する。

工事項目及び数量は、工事目的物の工事内容を工種別に分け、工種の規格及び寸法と数量調書の数量総括表に基づいた工事数量を明確に記載して受注者に伝達するものであり、工事項目及び数量に記載する事項は、工事内訳書の数量と同一としなければならない。

様式2-1

数量表

工事項目	規格・寸法	単位	数 量	備 考

様式2-2

数量表

工事項目	規格・寸法	単位	原数量	変更数量	増減	備 考

数量表には次の項目を記載する。

工 事 項 目：工事内訳書と同一のものを記載する。

規格・寸法：〃

単 位：〃

数 量：〃

備 考：受注者に提示しなければならない施工条件等を記載する。

7 一般仕様

次の内容を記載するものとする。

- (1) 特記仕様書は、共通仕様書より優先されること。
- (2) 共通仕様書及び特記仕様書等に定めのない事項については、監督官との協議を基本とすること。
- (3) 工事の実施に当たって、関係諸法令及び条例等を遵守すること。

特記仕様書と共通仕様書との関係を規定し、特記仕様書が共通仕様書より優先されることを明確に記載するものとする。また、工事施工中に特記仕様書及び共通仕様書に明記されていない事項が生じた場合を考慮し、その事項についての規定を記載するものとする。

なお、本手引き特記仕様書記載例の一般仕様1に掲げる基準類以外に遵守すべきものがある場合は、特記仕様書に追記するものとする。

8 基地駐屯地等への立入り

工事場所が駐屯地等内であるなど、立入りに制限がある場合には、立入りの条件、立入り手続きに要する期間等を記載するものとする。

自衛隊等の駐屯地等内に受注者が立ち入る場合、許可証等が必要であり、工事期間中の許可証等を取得するには、申請から許可が下りるまで数か月の期間を要することから、工事場所の駐屯地等の実状を確認し、許可証等の取得期間について記載しなければならない。

また、工事場所の駐屯地等にはそれぞれの規則があり、火気の手扱い及び立入りの制限が設けられている区域もあることから、規則の厳守について記載するものとする。

9 施工場所周辺の清掃

施工場所が、駐屯地等の道路又はその周辺で行われる場合は、道路の清掃等について記載するものとする。

土砂等の飛散により自衛隊等の運用、駐屯地等関係者及び住民の生活等に影響がでないよう受注者に駐屯地等内などの道路は常に清掃することを義務づけるものとする。

10 事業監理業務委託

工事監理業務又は防衛施設整備監理業務を建設コンサルタント等に委託して行う場合は、その業務範囲等を記載するものとする。

建設コンサルタント等に工事の監理業務を委託する場合において、監理業務に係る受注者の権限、監理業務委託の内容、契約上の内容等を明確に記載するものとする。

11 施工確認

- (1) 共通仕様書に規定するもの以外で、監督官の施工確認を要するものを規定し、記載するものとする。
- (2) 監督官の施工確認を要するものとしては、特に重要な施設でその後の工事の工程及び品質に大きな影響を与えるものを指定するものとする。

施工確認には、指定部分工事の検査及び消防検査等の公共機関の検査が含まれ、特に重要な施設に必要な確認事項を指定するものとする。

12 工事現場管理

工事現場管理事項として、安全管理に対する遵守事項を記載するものとする。工事内容及び現場状況等を考慮し、適切な工事現場管理事項を記載するものとする。

工事現場管理事項は、各工事の共通事項である安全管理事項について記載するものとする。また、工事内容及び現場状況等を考慮し適切な工事現場管理事項を記載しなければならない。

13 作業日及び作業時間

工事期間中の作業日、作業時間及び作業不能日等の規定を記載するものとする。

駐屯地等内における工事の作業時間は、自衛隊等の運用等により規制を受ける場合があることから、自衛隊等に確認の上、作業の可能な時間を記載するものとする。

なお、工事場所が在日米軍基地の場合は、米国祝日（軍休）の作業及び平日の残業は新たな許可等が必要なことから、工事着手前に監督官及び在日米軍との協議を要することを記載するものとする。

積雪のおそれがある工事場所においては冬期作業が不可能となることを記載するものとする。また、夜間工事を行う場合は作業時間を記載するものとする。

14 提出書類等

工事に関連して受注者が提出しなければならない書類等を規定するものとする。

共通仕様書では、完成図の提出について規定しているが、完成図の提出部数及び「土木工事の諸経費等調査」の調査票の提出期日については、規定されていないため特記仕様書に記載するものとする。

工事請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報として工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し監督官の確認を受けた上、受注、変更及び完成時に登録、訂正時は適宜行うよう記載するものとする。

15 その他の工事条件

- (1) 建築及び設備工事が含まれる場合は土木工事以外が含まれていることについて記載するものとする。
- (2) 標準図等活用発注方式を採用する場合について記載するものとする。
- (3) 設計図書等に関する遵守事項について記載するものとする。
- (4) 他工事と競合する場合は、他工事名及び工期を記載するものとする。
- (5) 施工体制の点検について記載するものとするものとする。
- (6) 低入札価格調査対象工事に係る監督体制等の強化について記載するものとする。
- (7) 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施に係る諸規定について記載するものとする。
- (8) 電子納品の実施における留意事項について記載するものとする。
- (9) 電子データによる工事情報の取り扱いに関する留意事項について記載するものとする。
- (10) 地域特有の工事条件又は特殊工事の工事条件は、防衛省発注機関において規定するものとする。

16 工事仕様

土木工事共通仕様書には、各工種のうち特記仕様書に工事仕様の規定を委任するもの（本手引 18 参照）があり、これらについて規定を定め、記載するものとする。また、同様に共通仕様書にない工事の仕様についても規定を定め、記載するものとする。

17 工事仕様の留意事項

工事固有の工事条件については、受注者に対し明確に記載するものとする。

工事仕様は、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような方法、条件で施工するかの基準となり、発注者、受注者相互の契約事項となるものである。特に、入札時においては、発注者の積算条件と入札者の積算条件が同じ条件でなければならず、工法の選択によっては相互の工事費が大幅に異なる場合もあり得る。したがって、特記仕様書に記載する工事仕様は、施工方法、施工条件、施工管理方法及び品質管理方法等について明確かつ詳細に記載しなければならない。

18 共通仕様書に規定のある工種の記載要領

1 工事仕様の作成にあたっては、共通仕様書において工事仕様の規定を特記仕様書に委任しているものがあるため、これらを的確に判断し規定するものとする。

2 本条1についての記載は、特記仕様書記載例を標準とするものとする。

工事仕様を作成する場合は、特記仕様書記載例を標準とするが、地方の地域特性及び工事特性が含まれていないため、工事内容を的確に判断し、工事仕様の追加及び削除を行うものとする。

適用する工事仕様については、該当する欄に●印をつけて記載するものとする。

共通仕様書において設計図書に記載することとしている工事仕様は、下表のとおりである。

区 分	設計図書に記載する工事仕様（材料仕様を除く。）
1 土工	・ 現地の土及び岩の分類 ・ 現地の土及び岩の分類建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、建設発生土の内容等 ・ 伐開除根作業における伐開発生物の処理方法 ・ 軟弱地盤上の盛土工施工時における沈下量確認方法 ・ 路床面における支持力
2 基礎工	・ 既製杭工におけるプレボーリングの取扱い ・ 既製杭工又は場所打杭工の施工に係る支持力
3 路体・路床・路盤工	・ セメント及び石灰安定処理において使用するセメント量及び石灰量、上層路盤の安定処理の混合方式、養生期間及び養生方法 ・ 路体・路床工で流用する土砂以外の運搬捨土場所 ・ 路盤工で使用するプライムコートの瀝青材料の種類及び散布量
4 セメントコンクリート舗装工	・ コンクリート舗装に先立つ路盤面の仕上げの状態
5 アスファルト舗装工	・ 基層及び表層工でのプライムコート及びタックコートの使用量 ・ プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料の品質及び使用量

6 水道施設	・ 防露及び防寒被覆工（保温工事）の種別 ・ F R P 製パネル水槽の設計用震度 ・ 屋外消火栓の外部塗装の色 ・ 消火ポンプ機器の設計用震度
7 環境整備工	・ 樹木、芝、種子、肥料等の施工 ・ 支柱の種類及び形状 ・ 樹名札の設置 ・ 鋼製フェンス及び門扉の仕様
8 燃料施設	・ 基礎の強度 ・ 基礎地盤の検査項目 ・ 溶接検査の項目
9 トンネル工事	・ 掘削によって生じたずりの処理 ・ 坑内付帯工としての箱抜工及び地下排水工の施工 ・ 坑門工としての坑口付工及び銘板工の施工
10 港湾工事 (1) 総則 (2) 共通仮設 (3) コンクリート (4) 浚渫・揚土 (5) 圧密・排水 (6) 締固め (7) 固化 (8) 防食 (9) 構造物 (10) 付属	・ 工事用基準面 ・ 水雷保険、傷害保険及び動産総合保険 ・ 水質汚濁防止膜の設置、枠方式 ・ 灯浮標又は標識灯の設置 ・ 目地の施工 ・ 特別な養生 ・ 浚渫土砂の運搬経路、処分区域及び運搬方法 ・ 作業船規格 ・ サンドドレーン又はグラベルドレーンの形状寸法及びケーシングパイプの径 ・ サンドコンパクションパイルの置換率及び締固め度 ・ チェックボーリング、その他の試験に係る項目、方法、数量等 ・ 深層混合処理又は事前混合処理の固化材の配合 ・ チェックボーリング、その他の試験に係る項目、方法、数量等 ・ 表層固化処理の安定材 ・ 電気防食の防食効果 ・ 防食塗装の素地調整、塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量 ・ 製作ヤード ・ 捨石の裏込め材の種類、比重及び重量 ・ ケーソンのバラスト ・ 中詰工の材料、締固め方法 ・ 上部コンクリート工の材料の種類、品質 ・ 埋立て及び裏込工の材料の種類、品質 ・ 防舷材の形式、形状寸法及び性能値 ・ 係船柱の形式

19 共通仕様書に規定のない工種の記載要領

共通仕様書に規定のない工種の工事仕様については、以下の項目を規定し記載するものとする。

- 1 工種名
- 2 施工機械仕様及び施工方法
- 3 使用材料
- 4 施工管理要領、品質管理要領、試験項目及び精度

共通仕様書に規定されていない工種は、原則的には関係各省庁（国土交通省等）が制定している共通仕様書等を参考にし、記載事項については本条の項目を記載するものとする。

また、可能な限り当省に限らず既発注工事の工事仕様を調査し、公共機関及び民間団体等の資料も参考としても構わないものとする。

20 材料仕様

材料仕様は、工事仕様と同様に、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような材料を使用すべきかの基準となり、発注者及び受注者相互の契約事項となるものである。また、積算する上で重要な仕様であり、材料の選択によっては積算価格が大幅に増減することもある。したがって、使用する材料の規格及び品質並びに機器の規格及び性能を明確に記載するものとする。

21 汎用品を使用する場合の記載上の留意事項

本工事に使用する材料の規格は、共通仕様書に規定されており、全ての材料が J I S 又は同等品以上の品質を有しなければならない。

なお、本項目の主旨は材料の規格を J I S のみに制限する目的ではなく、安価で品質のよい材料を広く求めようとする目的で記載するものである。

22 特殊機器等を使用する場合の記載上の留意事項

特殊機器等を工事材料として使用する場合は、機器の性能、主要材料、規格及び試験方法等を規定するものとする。

特殊機器等を使用する場合は、積算価格を算定する上で、機器の製作メーカーを指定し、見積依頼することが考えられるが、特記仕様書には製作メーカー名を記載することなく、機器の性能、主要材料、規格及び試験方法等を記載するものとする。

なお、製作メーカー名を記載し、機器を特定しなければならない場合に限っては、図面においてのみ製作メーカー名を記載することができるものとする。

想定されるケースは、次のとおり。

(参考)

- 既設製品の一部改修であり、既定製品との取付けが必要なため、他の製品が認められない場合
- 新技術等による製品又は工法であり、工事目的から他の製品が認められない場合
- その他、事情がやむを得ないと認められる場合

23 材料名称等の使用

材料の固有名称である製品名は、製作者の指定となることから、原則として共通仕様書、J I S 等で使用している一般総称を使用するものとする。

24 材料検査及び試験への立会

材料検査及び試験への立会の記載は、下表を標準として記載するものとする。また、立会を受けられない場合の規定についても併記するものとする。

材料及び機器名称	検査及び試験名称

材料、機器の検査及び試験の立会を規定し、材料及び機器等の検査漏れをなくす目的で記載するものとする。立会の規定については、上記表を標準とするが、上記表により難しい場合には特記仕様書作成者の判断により対応するものとする。

25 材料表の標準仕様

材料表の標準書式は、様式3を標準とする。

材料表の標準仕様は、従来の材料仕様を基にするものとし、材料及び機器名並びに規格及び備考欄の構成とする。

様式3

材料表

材 料 名	規 格	備 考

26 材料表の記載要領

材料表の記載は、以下によるものとする。

- 1 材料名：材料及び機器等の一般総称名を記載する。
- 2 規格：材料のJIS、材質及び仕様等、又は機器の性能及び材質を記載する。
- 3 備考：材料及び機器の用途等を記載する。

特記仕様書に記載する材料仕様は、特記仕様書記載例の材料仕様を標準とするが、地方の地域特性、工事特性及び工事内容を考慮し、材料仕様の追加及び削除を行い適切な材料仕様を作成しなければならない。

材料仕様は原則として表にまとめ、適用する材料仕様の欄に●印を付けて記載するものとするが、これにより難しい場合においては監督官の判断により対応するものとする。

27 施工管理基準

- 1 特記仕様書に記載する出来形管理基準及び品質管理基準は、共通仕様書で特記仕様書に規定を委任しており、共通仕様書に規定のない特殊な工種の出来形管理基準及び品質管理基準を記載するものとする。
- 2 規定を必要とする出来形管理基準及び品質管理基準は、工事仕様に併記するものとする。

共通仕様書に規定されていない工種の出来形管理基準及び品質管理基準は、原則的には材料仕様と同様に関係各省庁（国土交通省等）が発行している共通仕様書等を参考にするものとし、また、可能な限り既発注の工事仕様を調査し、機構、民間団体等の資料も参考として規定するのがよい。

なお、出来形管理基準又は品質管理基準を規定する必要がない場合は、特記仕様書に記載しないものとする。

28 出来形管理基準・品質管理基準

1 特に指定する必要がある管理基準について、確実に規定するものとする。

2 出来形管理基準の標準書式は、下表を標準とする。

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所

3 品質管理基準の標準書式は、下表を標準とする。

工 種	試験項目	試験方法	規格値	試験基準

共通仕様書の施工管理基準において、出来形管理基準及び品質管理基準が定められているが、その他に特に指定すべきものがあれば特記仕様書で規定するものとする。

29 調査及び詳細図等作成

受注者に測量、地質調査及び詳細図等作成業務を発注する場合は、項目、数量、規格等を明示するものとする。

調査及び詳細図等作成業務を受注者に発注する場合の特記仕様書は、調査業務特記仕様書及び設計業務委託特記仕様書に準じて作成するものとする。

30 その他

精算事項がある場合は、当該事項の項目、数量、時期等を明示するものとする。また、前条までに定めるもの以外で明示すべきものがあれば、その他の項目として記載するものとする。

精算事項は、各工事現場によって多種多様であるため、当該工事に合致した仕様を作成するものとする。また、第2の29までに規定されていないもので明示すべき事項があれば、その他の項目として記載するものとする。

第3 特記仕様書記載例

使用上の留意事項

本記載例は、記載の項目、順序及び様式の統一を図ることを目的として作成したため、記載内容は一般的な例を示しており、使用に当たっては、工事ごとに内容を確認し、適宜追加・修正するものとする。

特 記 仕 様 書

第1 工 事 名 : 〇〇 (〇〇) 〇〇工事

第2 工事場所 :

第3 工 期 : 契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで

第4 工事概要 : 本工事は〇〇建設の新設に伴う、舗装、給排水工等の付帯工事を
を行うものである。

第5 工事数量

- 数量表に記載された数量と図面から求まる数量に差がある場合は、数量表の数量を優先するものとする。
- 受注者は、数量表の各工事項目に着手するまでに、また、やむを得ないものについては当該工事項目の完了までに、現場と図面を対比して工事数量を精査し、その結果を監督官に報告するものとする。

数量表

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
I 土木工事				
1 造成工事				
掘削工				
掘削	土砂、地山土量	m ³	〇〇	
盛土工				
路体盛土	土砂、締固後土量	m ³	〇〇	
路床盛土	発生土、締固後土量	m ³	〇〇	
発生土処理工				
発生土処理	土砂、残土置場へ運搬 L=〇〇km	m ³	〇〇	
2 舗装工事				
舗装準備工				
路床改良工	セメント系 t=750	m ²	〇〇	
アスファルト舗装工				
表層	再生密粒度 As (13) t=50	m ²	〇〇	プライムコート共
上層路盤	M-30 t=100	m ²	〇〇	
下層路盤	RC-40 t=150	m ²	〇〇	
透水性アスファルト舗装工				
表層	開粒度 As (13) t=50	m ²	〇〇	
路盤	RC-40 t=300	m ²	〇〇	
フィルター層	砂 t=100	m ²	〇〇	
コンクリート舗装工	(コンクリートパッド部)			※道路舗装の場合
コンクリート舗装 (〇〇施工)	曲げ 4.5N/mm ² t=200	m ²	〇〇	路盤紙、目地、型枠共

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
路盤	RC-40 t=400	m ²	〇〇	
コンクリート舗装工	(カーテンエリア部)			※道路舗装の場合
コンクリート舗装 (〇〇施工)	曲げ 4.5N/mm ² t=150	m ²	〇〇	路盤紙、目地、型枠共
路盤	RC-40 t=400	m ²	〇〇	
コンクリート舗装工	(滑走路・誘導路等)			※飛行場舗装の場合
コンクリート舗装 (〇〇施工)	曲げ 4.5N/mm ² t=〇～〇	m ²	〇〇	路盤紙、目地、型枠共
路盤	RC-40 t=400	m ²	〇〇	
透水性インターロッキング舗装工	(車道部)			
インターロッキングブロック	t=80	m ²	〇〇	クッション砂(t=20) 共
不織布	100N/5cm 以上	m ²	〇〇	長繊維ポリエステル系
透水性瀝青安定処理	t=50	m ²	〇〇	
路盤	RC-40 t=150	m ²	〇〇	
透水性インターロッキング歩道工	(歩道部)			
インターロッキングブロック	透水性 t=60	m ²	〇〇	クッション砂(t=20) 共
不織布	100N/5cm 以上	m ²	〇〇	長繊維ポリエステル系
透水性瀝青安定処理	t=50	m ²	〇〇	
路盤	RC-40 t=100	m ²	〇〇	
コンクリート歩道工				
コンクリート歩道	18N/mm ² t=100	m ²	〇〇	路盤紙、目地共
路盤	RC-40 t=100	m ²	〇〇	
L型側溝工				
L型側溝	R-LC-500 H=150	m	〇〇	基礎共
L型側溝	R-LC-500 H=200	m	〇〇	基礎共
L型側溝	R-LC-500 すり付け部	m	〇〇	基礎共
L型側溝	R-LC-500 切下げ部	m	〇〇	基礎共
縁石工				
縁石	R-CS-1 H=150	m	〇〇	基礎共
縁石	R-CS-1 H=200	m	〇〇	基礎共
縁石	R-CS-1 すり付け部	m	〇〇	基礎共
縁石	R-CS-1 切下げ部	m	〇〇	基礎共
舗装止工				
舗装止	R-CS-2	m	〇〇	基礎共
車止工				
車止めブロック	H=120、W=190、L=600	個	〇〇	
区画線工				
溶融式区画線	白色実線 W=150	m	〇〇	駐車マス・側線
溶融式区画線	白色実線 W=150	m	〇〇	駐車禁止
溶融式区画線	白色実線 W=150	m	〇〇	記号
溶融式区画線	白色実線 W=450	m	〇〇	停止線
溶融式区画線	白色実線 W=450	m	〇〇	駐車禁止

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
道路標識工				
道路標識	止まれ H=2, 100	箇所	〇〇	基礎共
道路標識	止まれ、右折、直進 H=2, 100	箇所	〇〇	基礎共
道路標識	指定車両通行止 H=2, 100	箇所	〇〇	基礎共
3 給水工事				
管路等土工				
管路掘削	土砂、地山土量、 掘削幅 700mm 以上	m ³	〇〇	機械施工
管路埋戻	発生土、締固後土量、 管頂 30cm 以下	m ³	〇〇	機械施工
管路埋戻	砂、締固後土量、 管頂 30cm 以下	m ³	〇〇	機械施工
発生土処理	土砂、場外処分 L=〇〇km	m ³	〇〇	
管布設工				
鋳鉄管	DIP φ 200	m	〇〇	異形管共
ポリエチレン管	PE φ 150	m	〇〇	異形管共
ポリエチレン管	PE φ 100	m	〇〇	異形管共
埋設標示用シート	W=150	m	〇〇	
埋設標示用シート	W=150 金属感知型	m	〇〇	
埋設標示柱	コンクリート製（一般部）	箇所	〇〇	
埋設標示鋲	鋳鉄製（舗装部）	箇所	〇〇	
弁類取付工				
仕切弁	φ 200（一般部）	箇所	〇〇	弁筐共
仕切弁	φ 150（一般部）	箇所	〇〇	弁筐共
仕切弁	φ 150（舗装部）	箇所	〇〇	レジン製
仕切弁	φ 100（一般部）	箇所	〇〇	弁筐共
給水器具取付	量水器 φ 100	箇所	〇〇	蓋共
不断水分岐工				
不断水分岐	φ 250 × φ 150	箇所	〇〇	
不断水分岐	φ 200 × φ 200	箇所	〇〇	
不断水分岐	φ 150 × φ 150	箇所	〇〇	
消火栓設置工				
消火栓	φ 150 三口	箇所	〇〇	基礎共
4 雨水排水工事				
管路等土工				
管路掘削	土砂、地山土量、 掘削幅 700mm 以上	m ³	〇〇	機械施工
管路埋戻	発生土、締固後土量、 管頂 30cm 以上	m ³	〇〇	機械施工

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
管路埋戻	発生土、締固後土量、 管頂 30cm 以下	m ³	〇〇	機械施工
管路埋戻	砂、締固後土量、 管頂 30cm 以下	m ³	〇〇	機械施工
床掘	土砂、締固後土量、 標準	m ³	〇〇	機械施工
構造物埋戻	発生土、締固後土量、 最大埋戻幅1m未満	m ³	〇〇	機械施工
発生土処理	土砂、場外処分 L=〇〇km	m ³	〇〇	
不断水分岐工				
不断水分岐	φ 250 × φ 150	箇所	〇〇	
不断水分岐	φ 200 × φ 200	箇所	〇〇	
不断水分岐	φ 150 × φ 150	箇所	〇〇	
管布設工				
リブ付硬質塩化ビニル管	PRP φ 400	m	〇〇	
リブ付硬質塩化ビニル管	PRP φ 350	m	〇〇	
リブ付硬質塩化ビニル管	PRP φ 300	m	〇〇	
重圧管	CSB φ 300	m	〇〇	
排水側溝等布設工				
U型側溝	300	m	〇〇	コンクリート蓋共
道路用鉄筋コンクリート側溝	300	m	〇〇	コンクリート、グレーチング 蓋共
V型側溝	500	m	〇〇	
現場打コンクリート側溝	100 × 50	m	〇〇	グレーチング 蓋共
現場打コンクリート側溝	300 × 150	m	〇〇	グレーチング 蓋共
現場打コンクリート側溝	400 × 550	m	〇〇	コンクリート蓋共
自由勾配側溝	300 × 300 (縦断用)	m	〇〇	コンクリート、グレーチング 蓋共
自由勾配側溝	300 × 400 (縦断用)	m	〇〇	コンクリート、グレーチング 蓋共
自由勾配側溝	300 × 500 (縦断用)	m	〇〇	コンクリート、グレーチング 蓋共
自由勾配側溝	300 × 900 (縦断用)	m	〇〇	コンクリート、グレーチング 蓋共
自由勾配側溝	300 × 1100 (縦断用)	m	〇〇	コンクリート、グレーチング 蓋共
自由勾配側溝	300 × 1200 (縦断用)	m	〇〇	コンクリート、グレーチング 蓋共
雨水柵設置工				
柵(現場打・鉄筋)	450 × 450	箇所	〇〇	グレーチング 蓋共
柵(現場打・無筋)	600 × 600	箇所	〇〇	グレーチング 蓋共
柵(現場打・鉄筋)	600 × 600	箇所	〇〇	グレーチング 蓋共
街渠柵設置工				
柵(現場打・鉄筋)	400 × 500	箇所	〇〇	コンクリート蓋共
柵(プレキャスト)	400 × 500	箇所	〇〇	グレーチング 蓋共
雨水人孔工				
人孔(組立式)	φ 900	箇所	〇〇	鋳鉄蓋共

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
5 汚水排水工事				
管路等土工				
管路掘削	土砂、掘削幅 700mm 以上	m ³	〇〇	機械施工
管路埋戻	発生土 管頂 30cm 以上	m ³	〇〇	機械施工
管路埋戻	発生土 管頂 30cm 以下	m ³	〇〇	機械施工
管路埋戻	砂 管頂 30cm 以下	m ³	〇〇	機械施工
発生土処理	土砂、場外処分 L=〇〇km	m ³	〇〇	
管布設工				
下水道用硬質塩化ビニル管	VU φ 200	m	〇〇	
管保護工				
コンクリート保護工	18N 360° 巻	m	〇〇	
汚水柵設置工				
柵 (現場打・無筋)	600×600	箇所	〇〇	铸铁蓋共
柵 (現場打・鉄筋)	600×600	箇所	〇〇	铸铁蓋共
汚水人孔工				
人孔 (組立式)	φ 900	箇所	〇〇	铸铁蓋共
6 環境整備工事				
張芝工				
平面張芝	高麗芝 目地張	m ²	〇〇	
樹木植栽工				
高木植栽	トウカエデ [※] H=3.0m C=0.1m	本	〇〇	二脚鳥居支柱共
中木植栽	ヤマツバキ [※] H=2.0m W=0.6m H=3.00 C=135 W=90	本	〇〇	竹三本支柱共
低木植栽	イロハモミジ [※] H=0.5m	本	〇〇	
車止め設置工				
ボラード	K-4 規格 昇降式	本	〇〇	基礎共
ボラード	K-12 規格 昇降式	本	〇〇	基礎共
内外柵工				
格子柵	H=3,600 (忍返し無)	m	〇〇	材料支給、基礎共
門扉工				
両開き門扉	H=3,600 W=3,000 (忍返し無)	箇所	〇〇	材料支給、基礎共
自転車ラック工				
自転車ラック	前輪乗せ型ラック	箇所	〇〇	基礎共
7 取壊し撤去工事				
作業土工				
床掘	土砂、地山土量、 標準	m ³	〇〇	
埋戻し	発生土、締固後土量、 最大埋戻幅1m未満	m ³	〇〇	

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
埋戻し	発生土、締固後土量、 最大埋戻幅1m以上4m未満	m ³	〇〇	
舗装版切断工				
舗装版切断	アスファルト t=50	m	〇〇	切断排水〇〇m ³ 共
舗装版取壊し工				
アスファルト舗装版撤去	アスファルト t=50	m ²	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
コンクリート舗装版撤去	コンクリート t=100	m ²	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
樹木撤去工				
樹木撤去	中低木 H=3.0m 未満	本	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
樹木撤去	高木 H=3.0m 以上	本	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
構造物取壊し工				
コンクリート擁壁撤去	無筋 H=450	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
階段 1 撤去	鉄筋 2620×2750	箇所	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
階段 2 撤去	鉄筋 2320×1450	箇所	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
標識撤去	無筋	箇所	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
給水管撤去	VP φ150	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
仕切弁撤去	無筋 φ 50	箇所	〇〇	鉄蓋共、運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	鉄筋 HP φ 400	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	鉄筋 HP φ 300	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	鉄筋 HP φ 200	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	鉄筋 HP φ 150	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	PRP φ 200	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	VU φ 300	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	VP φ 150	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水管撤去	VP φ 80	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
L型側溝撤去	鉄筋 R-LC-500	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水柵撤去	鉄筋 450×450	箇所	〇〇	コンクリート蓋共、運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
雨水柵撤去	鉄筋 600×600	箇所	〇〇	グレーチング蓋共、運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
污水管撤去	鉄筋 HP φ 200	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
污水管撤去	鉄筋 HP φ 150	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
污水管撤去	VP φ 100	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
污水管撤去	VP φ 50	m	〇〇	運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
污水柵撤去	無筋 450×450	箇所	〇〇	鋳鉄蓋共、運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
污水人孔撤去	鉄筋 φ 900	箇所	〇〇	鋳鉄蓋共、運搬・処分(〇.〇) m ³ 共
室外機撤去	無筋	箇所	〇〇	
発生材運搬工				
発生材運搬費	クレーン装置付・積載質量 2t 積・ 2.0t 吊	回	〇〇	L=〇〇km 1 回当たり平均積載質量 0.1 以下

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
8 仮設工事				
仮設工				
交通誘導員	交通誘導警備員 B 又は A	人・日	〇〇	
道路清掃員	軽作業員	人・日	〇〇	
仮囲い設置・撤去	H=3.0m	m	〇〇	
水替工				
ポンプ排水	φ 150 作業時排水	日	〇〇	20 日×1 台
水替ポンプ据付・撤去	φ 150	箇所	〇〇	
9 共通仮設（積上げ）				
準備費				
表土除去	t=100	m ²	〇〇	
準備費に含まれる処分費				
表土処分費		m ³	〇〇	
安全費				
磁気探査		式	1	水平探査
技術管理費				
工事連絡会議		式	1	
保守点検		式	1	
システム初期費	対象機械：バックホウ 対象機械：ブルドーザ	式	1	
3次元起工測量		式	1	
3次元設計データの 作成費用		式	1	
詳細図等作成業務		式	1	
II 建築工事		式	1	
III 設備工事		式	1	

※ 以下、特記事項で選択する部分については、●印の項目を適用する。

第6 一般仕様

- 1 本工事の施工は、関係諸法令、条例等を遵守するものとし、本特記仕様書による他、設計図面、現場説明書、防衛省整備計画局制定土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の定めるところに従い誠実に行うものとする。

なお、特記仕様書の記載内容は共通仕様書の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議による他、次の基準類により実施するものとする。

- （１）日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書
 - （２）国土交通省 「コンクリートの耐久性向上」仕様書
 - （３）厚生労働省 石綿障害予防規則
 - （４）日本産業廃棄物処理振興センター 建設廃棄物処理マニュアル
- 2 受注者は、駐屯地等の中で工事を行う場合、区域への立入り及び行動（出入門手続き・火気取扱い・工事用通行路等）は、当該駐屯地等の規則（部隊諸規則）及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

- 3 駐屯地等の区域への立入りに際しては、所定の許可証が必要であり、当該許可証の取得に要する期間は所定の手続き終了後おおむね（ ）か月を要する。
- 4 臨時又は短期の立入りについては、駐屯地等の規定に基づき所定の手続きを行えば可能である。
- 5 駐屯地等の区域内における工事用車両の通行ルート及安全対策については、受注者の責任において十分管理するものとし、通行ルート、工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉塵が発生しないように清掃しなければならない。
- 6 駐屯地等の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は速やかに監督官及び駐屯地等管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧するものとする。

○7 事業監理業務

○（１）工事監理業務

ア 本工事は、工事監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務共通仕様書に示すとおりである。

イ 受注者は、設計図書において規定される監督官への報告、協議、承諾等は、特別な場合を除き、工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等を経由して行うものとする。

○（２）防衛施設整備監理業務

ア 本工事は、防衛施設整備監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務共通仕様書に示すとおりである。

イ 受注者は、保全管理、総合工程、安全管理、点検・管理等について、防衛施設整備監理業務受注者から改善措置等の助言又は指導があった場合は指示に従うものとする。

- 8 本工事の施工に際し、計画通知の副本等の確認を行い、疑義が生じた場合は書面で監督官と協議するものとする。

- 9 本工事における施工確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

（１）受注者は、施工確認、立会に必要な測量及び出来形算出作業及び品質等の確認を行い、その結果を整理し、監督官に提出しなければならない。

- (2) 受注者は、被覆される工事の部分の調査が出来るよう監督官に十分な機会を提供するものとする。
- (3) 施工確認、立会は、監督官又は監督官の承認を得た監理技術者等が行うものとする。
- 10 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等の具体的な計画を記載し監督官に提出しなければならない。
- 11 技術検査
- (1) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定する中間技術検査の対象工事とする。
- (2) 中間技術検査は、原則として、次に示す施工段階において、() 回実施するものとする。
- | 対象範囲・工種 | 実施時期 |
|---------|------------------|
| ○ 滑走路 | ○ 全体の約 %程度の舗装完了時 |
| ○ | ○ |
| ○ | ○ |
- (3) 中間技術検査の実施時期は、別途、工事監督官から指示するものとする。
- (4) 中間技術検査で確認した出来形部分は、部分払いの対象としない。
- 12 本工事の施工に際し、現場に即した安全に関する研修・訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、次の項目から実施内容を選択し安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。
- なお、研修・訓練等の実施状況をビデオ等、又は報告書に記録し監督官に報告するものとする。
- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故対策
- (5) その他、安全、訓練等として必要な事項
- 13 工事の安全には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。
- 14 本工期は、作業期間中の日曜日、土曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。
- 15 本工事の入出門時間は、(時 分) ～ (時 分) とする。ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。
- 16 本工事は夜間工事とする。作業可能時間は、(時 分) ～ (時 分) とし、立ち入り及び作業に当たっては、部隊と調整を行い諸規則に従うものとする。
- 17 受注者は(時 分) までに工事範囲内の後片付け、資材、重機の移動(図示の資材置場 L= km)等を完了させ、部隊運用に支障を与えないように工事を行うものとする。
- 18 本工事において米国の休日での作業は、監督官と協議の上実施するものとする。
- 19 冬季に当たる(月) ～ (月) は施工を行わないものとする。やむを得ず実施する場合は、監督官と協議の上実施するものとする。
- 20 毎月末現在の工事の進捗状況について、監督官が指示する様式にて翌月の5日までに報告するものとする。
- 21 工事契約後、速やかに本特記仕様書及び設計図の全葉について、(○契約用製本() 部・○第二原図(A-3版)() 部・○光ディスク(CD-R又はDVD-R)() 枚)、製本図面(A-1版)() 部、(A-4版)() 部を提出するものとする。
- なお、当該製本は、契約変更を行った場合においても同様に提出するものとする。

また、工事完成検査時までに、国有財産図（ケミカル和紙又は張り合わせ和紙焼付原図（ ）部・白焼き（ ）部）を提出するものとする。さらに、米軍工事の場合は、米軍用完成図（ ）部を提出するものとする。

○22 受注者は、工事完成検査時までに原設計に設計変更及び工事打合せ簿による変更を含めた完成図（CAD及びPDF等データ）を提出するものとする。

○23 受注者は、公共土木工事諸経費動向調査システムの調査票を作成し、完成検査時までに監督官に提出するものとする。

○24 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録

受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」を作成し監督官の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請するものとする。

変更登録時は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更が生じた場合については、原則として登録を必要としない。また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督官に提出しなければならない。

○25 （○建築・○設備）工事の施工に当たっては、別紙仕様書及び設計図面（ / ～ / ）によるものとする。

○26 本工事は、標準図等活用発注方式を採用しており、発注後に現地を調査し本設計図を参考に設計図書を作成するものとする。仕様については、「第10 調査及び詳細図等作成業務仕様」による。

なお、設計図書作成の結果、項目及び数量が大幅に変更となる場合は、変更となった項目及び数量について契約変更の対象とする。

○27 受注者は、設計図書等に関し次の事項を遵守するものとする。

○（1）受注者は、設計図書等を当該工事関係者以外に貸出し、複写、回覧させてはならない。

○（2）受注者は、工事に使用した図書を当該工事完了後、速やかに返納しなければならない。

○（3）受注者は、施工図等の作成を第三者に委託し、または請負わせようとするときは、あらかじめ発注者に対し受託者の氏名、その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

また、当該委託契約終了後は設計図等を返却させ適正に管理するものとする。

○28 本工事は、別途発注の次の工事と競合するので施工管理、現場管理に当たっては十分配慮し相互に協力の上、施工するものとする。

工事名： ○○（○）○○工事

工 期： 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

○29 工事連絡会議の設置

（1）本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者、工事受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象工事である。

（2）会議は、工事受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地確認等の完了後、速やかに連絡・確認事項等の整理を行うとともに、工事受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発

注者と協議の上、開催することができる。

(3) 工事受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）を標準とする。

(4) 会議においては、工事の規模・難易度等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者 1 人/回/〇回、担当技術者（〇〇担当 1 人/回/〇回、〇〇担当 1 人/回/〇回））については、本工事に見込むものとし、後日精算するものとする。

注）（4）は工事内容に応じて、設計業務受注者を参加させる場合に追記

(5) 会議の開催場所は〇〇とする。

○30 工事の一時中止に係る計画の作成

(1) 建設工事請負契約書第 21 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、工事一時中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「現場管理計画書」という。）を発注者に提出し承諾を受けるものとする。

なお、現場管理計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全するものとする。

○31 工事の一時中止時における対応について

(1) 工事の一時中止については、建設工事請負契約書第 21 条に明記されているところではあるが、詳細な手続や増加費用における具体的な考え方については、「建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（防整技第 14600 号。令和 3 年 8 月 26 日）」（以下「事務処理要領」という。）によることとする。

(2) 受注者は、建設工事請負契約書第 21 条第 3 項に基づく必要な費用を請求する場合は、事務処理要領に規定されている工事一時中止に伴う増加費用の見積書及び見積書の根拠資料を発注者へ提出することとする。

○32 工事現場の迅速対応

(1) 本工事は「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施するものとする。

(2) 問題が発生した場合は速やかに文書にて工事監督官へ報告するものとする。

(3) 受注者は計画工程を作成するものとする。作成に当たっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うものとする。

(4) 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて工事監督官に報告するものとする。

○33 施工体制の点検について

(1) 受注者は、本工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、工事現場等における施工体制の点検要領について（防整施第 6946 号。28. 3. 31）（以下「点検要領」という。）に従って記載した施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可証、契約書等の写し（下請負人を含む。）を工事現場に備えるとともに監督官に提出するものとする。

(2) 受注者は、点検要領に従って各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督官に提出するものとする。

(3) 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させるものとする。

なお、名札の様式例は次によるものとする。

名札の様式（例）

監理（主任）技術者	
写真 2.4cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	工 事 名 ○○○○○○○○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日
	至○○年○○月○○日
会 社 名 ○○○○建設株式会社	

（注） 1 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

- （４）受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督官に提出するものとする。
- 34 低入札価格調査対象工事に係る監督体制等の強化について
- （１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、監督官の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- （２）予決令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- 35 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年４月２６日法律第４８号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達（平成１４年５月３０日））、「建設工事における再生資源の活用について」（防整技第７４０５号。２８．４．１）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 36 受注（予定）者は、落札後、建設リサイクル法第１２条に基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可書の写しと建設リサイクル法第１３条に基づく契約書記載事項を提出し、工事担当課と協議を行うものとする。
- 37 受注者は、建設リサイクル法第１０条第１項に規定する事項を記載した計画書を作成し、監督官に提出するものとする。
- なお、監督官に提出する計画書の書式は、当該都道府県等の定めによるものとするが、定めのない場合は監督官と協議するものとする。
- 38 工事着手は、建設リサイクル法第１１条による通知後とする。
- 39 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、書面により監督官に報告することとする。
- 40 電子納品
- （１）本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「図面及び施工計画書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を電子媒体に格納の上、電子成果品として納品すること」をいう。電子納品の実施については「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について」（防整施第１７５４７号。２７．１０．１）（以下「手引書」という。）に基づき実施するものとする。
- （２）手引書に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 等）で提出するものとする。併せ

て、提出された電子媒体について原本性を証明する文書を提出するものとする。

なお、電子納品対象範囲において、手引書で特に記載のない項目については、原則として電子成果品を提出する義務はないが、手引書の解釈に疑義がある場合は監督官と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

(3) 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出するものとする。

○41 工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期し、悪意のあるコードから保護する必要があるため、ウィルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

○42 受注者は、工事に係る電子データの作成、管理等について、サイバー攻撃等により、建設工事等の電子データの情報搾取、情報漏洩、データ破壊、システム障害等があった場合又は予見される場合は速やかに監督官に報告を行い、必要な対処を行うものとする。

○43 無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止について

(1) 受注者は、無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止の観点から、インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限とし、飛行中は接続しないものとする。

(2) 受注者は、インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去するなどの処置を講じるものとする。

○44 無人航空機を用いる場合については、事前に駐屯地等の許可を得るものとする。

○45 受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業を下請に採用の予定状況及び簡易な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理し、監督官に提出するとともにその内容、実施方法等について説明を行うものとする。また、受注者は、総合評価計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価計画書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了ごとに監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。

※現場閉所型の場合

○46 週休2日制工事（現場閉所型）の試行対象工事

1 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の試行対象工事（○発注者指定型・○受注者希望型）である。

2 週休2日の考え方

(1) 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 休日確保による「休日」の確認は、原則、建設現場の「閉所」により確認する。

なお、現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3 現場閉所計画書

受注者は、工事着手予定の1週間前までに、週休2日の取得計画が確認できる現場閉所計画書を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、変更した現場閉所計画書を提出するものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに工期内全ての現場閉所計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの現場閉所計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により提出するものとする。

4 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに現場施工期間内における現場閉所実績報告書を監督官に提出するものとする。

5 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、次の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

6 工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

7 現場閉所の達成状況及び精査

(1) 発注者指定型の場合

現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工の労務費）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額を行うものとする。

(2) 受注者希望型の場合

現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工の労務費）、機械経費（賃料）、共通仮設

費率、現場管理費率及び市場単価等を現場閉所状況に応じて補正し請負代金額の変更を行うものとする。

8 アンケート

試行対象工事においては、週休2日制工事（現場閉所型）の達成状況や達成できなかった場合の要因を把握するため、別途アンケート調査を行うので協力するものとする（受注者希望型における週休2日制工事（現場閉所型）の実施を希望しない受注者については、希望しない理由を把握する。）。

※現場非閉所型・交代制の場合

○46 週休2日制工事（現場非閉所型・交代制）の試行対象工事

1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交代して休暇を取得することにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（現場非閉所型・交代制）（○発注者指定型・○受注者希望型）」の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

（1）週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下、「現場代理人」という。）が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

（2）現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（3）4週8休以上の休日確保とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日/28日）以上）の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（4）休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

3 休日取得計画書

受注者は、工事着手予定の1週間前までに、工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の休日率が確認できる休日取得計画書を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに3か月間内に現場に従事する現場代理人等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により提出するものとする。

また、工事施工時、受注者は、3か月ごとに、今後3か月間の休日取得計画書を監督官に提出するものとするが、3か月間内に現場に従事する現場代理人等の休日取得計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの休日取得計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により提出するものとする。

4 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、現場施工期間内の休日率を確認のうえ、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに休日取得実績報告書を監督官に提出するものとする。

5 休日率の達成状況及び精査

（1）発注者指定型の場合

休日率が28.5%に満たない者がいる場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を、請負代

金額の変更により減額を行うものとする。

(2) 受注者希望型の場合

休日率が28.5%に満たない者がいる場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を、休日率の達成状況に応じて補正し請負代金額の変更を行うものとする。

6 アンケート

試行対象工事においては、週休2日制工事（現場非閉所型・交代制）の達成状況や達成できなかった場合の要因を把握するため、別途アンケート調査を行うので協力するものとする（週休2日（現場非閉所型・交代制）の実施を希望しない受注者については、希望しない理由を把握する。）。

○47 ICT活用工事

(1) ICT活用工事

ICT活用工事とは、建設生産プロセスの以下の段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次のア～オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用施工という。

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元設計データ作成
- ウ ICT建設機械による施工
- エ 3次元出来形管理等の施工管理
- オ 3次元データの納品

(2) 対象工種

本工事におけるICT活用の対象工種は、(○路盤工事(飛行場施設を除く。)、○土工事(法面整形も含む。))とする。

(3) 原則、本工事の土工施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を監督官と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

(4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

○ア 3次元起工測量

3次元起工測量については、(地上型レーザースキャナーを用いた起工測量)を標準とする。また、現地踏査後、現場条件等により標準測量方法に寄り難い場合は、次の(ア)～(ク)から選択(複数以上可)し、監督官と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

- (ア) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- (イ) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- (ウ) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- (エ) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- (オ) RTK-GNSSを用いた起工測量
- (カ) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- (キ) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- (ク) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

○イ 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や(4)アで得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

○ウ ICT建設機械による施工

(5) (4) イで作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

(ア) 土工事の場合（法面整形を含む）

○ア 3次元MC(マシンコントロール)ブルドーザ

ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、土工の敷均しを実施する。

○イ 3次元MC(マシンコントロール)バックホウ

バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、土工の掘削、法面整形を実施する。

(イ) 路盤工事の場合（飛行場施設を除く）

○ア 3次元MC(マシンコントロール)モーターグレーダもしくは3次元MCブルドーザ

モーターグレーダもしくはブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

(6) 3次元出来形管理等の施工管理

(5) による工事の施工管理において、(地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理)を標準とする。また、現地踏査後、現場条件等により標準測量方法に寄り難い場合は、以下(ア)～(ク)から選択(複数以上可)し、監督官と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

品質管理については、(ケ)を用いた品質管理を行うものとする。

(ア) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

(イ) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

(ウ) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

(エ) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

(オ) RTK-GNSSを用いた出来形管理

(カ) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

(キ) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

(ク) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(ケ) TS・GNSSを用いた締固め回数管理

受注者は、土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督官と協議の上、(ケ)を適用しなくてもよいものとする。

表層については、面管理を実施するものとし、表層以外については、従来手法(出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目)での管理を実施してもよい。

(7) 3次元データの納品

(6) により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

(8) 上記(4)～(7)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督官と協議するものとする。発注者は、

3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

- (9) 上記(4)～(7)で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督官に提出すること。
- (10) 共通仕様書の規定に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- (11) 受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
- (12) 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督官と協議するものとする。

○48 3次元起工測量及び3次元設計データ作成について

- (1) 受注者は、設計照査のために伐採後の地盤の地形で3次元起工測量を実施する。
- (2) その他の実施事項は、以下の国土交通省が定める基準の最新版によるものとする。
 - (ア) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
 - (イ) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編、舗装工事編)(案)
 - (ウ) TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編、舗装工事編)(案)
 - (エ) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編、舗装工事編)(案)
 - (オ) RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
 - (カ) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
 - (キ) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領
(土工編、舗装工事編)(案)
 - (ク) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理要領

○49 ICT建設機械の稼働実績について

- (1) 掘削工のICT建設機械による施工は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うため、建設機械(ICT建設機械、通常建設機械)の稼働実績(延べ使用台数)を確認できる資料を監督官に提出するものとする。
- (2) 稼働率の算出方法については、ICT建設機械による施工日数(使用台数)をICT施工に要した全施工日数(ICT建設機械と通常建設機械の延べ使用台数)で除した値をICT建設機械稼働率とする。

なお、ICT建設機械稼働率は、小数点第3位を切り捨て小数点第2位止とする。

変更施工数量については、ICT土工の全施工数量にICT建設機械稼働率を乗じた値をICT施工(掘削(ICT))[ICT建機使用割合 100%]の施工数量とし、全施工数量からICT施工(掘削(ICT))[ICT建機使用割合 100%]を引いた値を通常施工(掘削(通常))の施工数量とする。ICT建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、數位は当初積算に準ずるものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削(ICT)[ICT建機使用割合 100%]」の施工数量として変更するものとする。

○50 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの対象工事とする。

- (1) 受注者は、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(国土交通省)」を満たす情報共有システムを選定し、情報共有システムの利用対象者等について、監督官と協議の上決定するものとする。

なお、情報共有システムの選定に際し、関連する工事との情報共有や監督官の業務効率化の観点から特定の情報共有システムを推奨することがある。

- (2) 受注者は、情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）と、以下の内容を含めた契約を行うものとする。
- ア) サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整えること。
- イ) サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止があった場合又は予期された場合等は、速やかに受注者に連絡を行い適正な処理を行うこと。
- ウ) サービス提供者に重大な管理契約不適合があると受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用を停止できること。
- エ) サービス提供者は、契約期間が終了し、受注者が必要なデータのダウンロード等を了した場合には、保存された全てのデータを消去するものとし、受注者は全てのデータが消去されたことを確認すること。
- (3) 受注者は、サービス提供者より、(2) イ) に関する連絡を受けた場合には、直ちに監督官に報告するものとする。
- (4) 受注者は、情報共有システムの利用期間、システム機能について、下表に示す内容を標準とする。

項 目	内 容
利用期間	工事着手前から工事完成後 1 4 日までを基本とする。
システム機能	1. 工事基本情報管理機能 2. 掲示板機能 3. スケジュール管理機能 4. 発議書類作成機能 5. ワークフロー機能 6. 書類管理機能 7. 工事書類等入出力・保管支援機能 8. システム管理機能

- (5) 受注者は、ID・パスワードが第三者に漏れることの無いよう厳重に管理するものとする。
- (6) 受注者は、情報共有システムを使用して工事帳票の作成、発議、決裁、保存を行うことを原則とし、情報共有システムを用いて発議した工事帳票は、署名又は捺印がなくても共通仕様書等で定義する「書面」※とみなす。また、予期せぬ通信障害等の事情が生じた場合には、電子メールや紙媒体による処理も可能とするが、電子メールの場合は、事情が解消したら速やかに工事帳票を情報共有システムで処理することとし、紙媒体の場合は、PDF化するなどした工事帳票を情報共有システムに保存するものとする。

※「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

- (7) 受注者は、検査（完成検査、既済部分検査、中間検査、中間技術検査）において、情報共有システムで処理した工事帳票を紙出力せず、原則として電子データを検査用のパソコンにダウンロードして使用するものとする。また、工事写真は、受注者がデジタルカメラ等で撮影し、整理した電子データ※を使用するものとする。

ただし、施工計画書と A 3 サイズを超える資料で紙媒体での確認が適するものについては、検査における紙媒体の使用を妨げない。

現場での検査では、受注者が検査用のパソコンを用意し、工事検査官が工事帳票及び工事写真を確認できるようにするものとする。

検査で使用した電子データは、電子媒体（CD-R）で提出するものとする。

※工事写真は、工事完成時等に別に提出すればよいことから、必ずしも情報共有システムに登録する必要はない。

○51 快適トイレの設置

（適用）

- 1 この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。

なお、現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

快適トイレを、指定仮設として男女別1基ずつ、〇〇カ月間、設置するものとする。

※2つ以上の駐屯地・基地などの複数の工事現場がある場合

快適トイレを、指定仮設として男女別1基ずつ、次のとおり設置するものとする。

【〇〇駐屯地】〇〇カ月間

【〇〇基地】〇〇カ月間

（快適トイレの仕様）

- 2 工事現場に設置する快適トイレについては（1）に示す機能を満たし、（2）に示す付属品及び（3）に示す仕様等を備えるものでなければならない。

（1） 快適トイレに求める機能

- ① 洋式便器
- ② 水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

（2） 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに設置）
- ⑩ 鏡と手洗い器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

（3） 推奨する仕様及び付属品

- ⑫ 便房内寸法900mm以上×900mm以上
- ⑬ 擬音装置又は擬音機能
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化（簡易水洗の場合のみ）
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（快適トイレの設置）

- 3 受注者は、契約後速やかに、工事現場へ設置する快適トイレが前項（1）に示す機能を満たし、前項（2）に示す付属品及び前項（3）に示す仕様、付属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

（配慮事項）

- 4 快適トイレを設置する際は、可能な限り以下の（1）～（6）に配慮するものとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞くこととする。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 導線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、導線に配慮する。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中に入る人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷蔵庫、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(実績の確認)

5 受注者は、設置直後及び施工中において使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督官に提出しなければならない。

(設置に要する費用)

6 快適トイレ(2項(1)、(2)及び(3)を全て備えたもの)に要する費用を、共通仮設費(仮設建物費)に積み上げ計上している。

7 快適トイレの費用は、原則として工事現場ごとに男女別で各1基ずつとするが、工事の人員等を踏まえ協議できるものとする。

8 男女別の入口が確保できれば、ハウス型などの男女別一体型トイレを使用しても良い。

9 運搬、設置、維持及び撤去費用は共通仮設費の率分に含まれているものとする。

10 2項(3)に示す仕様、付属品を1項目でも付加しない場合は、減額の設計変更を行うものとする。

11 快適トイレが設置されなかった場合は、減額の設計変更を行うものとする。

○52 低騒音型・低振動型建設機械の使用

住居が密集している地域、病院や学校の周辺地域、その他付近住民の生活環境を保全するため、騒音・振動等建設公害を出来るだけ防止する必要があると想定される地域やこれらの地域に隣接して工事を行うときであって、災害復旧等の緊急を要し、やむを得ない場合を除き、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日付建設省告示1536号)による指定を受けた低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

○53 遠隔臨場

本工事は、建設現場における遠隔臨場の試行対象工事である。

1 本工事は、受注者における「施工確認に伴う持ち時間削減や確認書類の簡素化」や監督官等における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「施工確認」、「材料確認」、「立会」及び「技術検査(中間技術検査)」の遠隔臨場を行うものである。

なお、本工事における遠隔臨場の試行については、動画撮影用のカメラを用いたWeb会議システム等を利用することを基本とする。

2 実施内容

(1) 施工計画書の作成・確認

受注者は、遠隔臨場の実施に際し、次の内容からなる実施計画書を作成し、監督官等の確認を受ける。

ア 適用種別（工種・実施範囲）

イ 使用機器と仕様

（ア）動画撮影用のカメラ等の機器と仕様

《機器》

- ・受注者：一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用
- ・監督官等：パソコン又はタブレット等の端末を使用

《仕様》

「3 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様」を満たしていること

（イ）撮影した映像と音声を配信するためのシステムと仕様

《システム》

セキュリティ対策等の安全性が確認できる Web 会議システムを使用

《仕様》

「3 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様」を満たしていること

（ウ）実施方法

施工確認、材料確認、立会及び中間技術検査の実施方法

(2) 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）、必要とする資料等について、監督官等を確認を行う。

ア 資機材、通信等の確認

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、施工エリア外の施設など関係のない情報の送信を防ぐため、撮影に係る事前の部隊等への確認及び撮影方向の決定を行う。また、受注者は、確認箇所や撮影方向等の決定した内容を監督官等に伝え、監督官等は把握したことを受注者に伝える。

(3) 実施

ア 受注者は、動画撮影用のカメラにより撮影した映像や音声を監督官等へ同時配信し、監督官等との双方向の通信を通じて現場の状況を伝える。

なお、現場の状況については、適宜黒板等を用いて、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」や「使用材料」等の必要な情報を提供する。

イ 監督官等は、受注者から配信された映像と音声の同時配信と双方向の通信により監督業務を実施するものとして、監督官等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、現場臨場に代えることが出来るものとする。

なお、高所作業等を使用するなど遠隔臨場により危険を伴う場合には、監督官又は受注者等にその旨を伝え、通常通りの施工確認等を実施する。

ウ 監督官及び受注者等は、映像と音声を双方向の通信をするのみであり、録画は行わず、必要に応じて、写真や打合せ簿等を用いて確認することとする。

エ 監督官等は、遠隔臨場により十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの施工確認等を実施する。

3 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様

(1) 動画撮影用のカメラ

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ等の資機材は受注者がすべて準備するものとする。

(2) 映像と音声の撮影に関する業務

本施行に用いる動画撮影用のカメラの機器による映像と音声に関する仕様を下表に示す。

項 目	仕 様	備 考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート(VBR)：平均1Mbps以上	

(3) Web 会議システムに関する仕様

Web 会議システム等に関する仕様を下表に示す。なお、Web 会議システムは通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート (VBR) は参考とする。

項 目	仕 様	備 考
映 像	・画素数：640×480以上	カラー
	・フレームレート：15fps以上	
音 声	マイク：モノラル(1チャンネル)以上	
	スピーカー：モノラル(1チャンネル)以上	

4 遠隔臨場に係る機器類等及びリース期間

本試行で使用する機器類及びリース期間については、以下を標準とし、費用については、本工事に見込むものとする。

(1) 機器類等

- ・撮影機器（スマートフォン又はタブレット等のモバイル端末）○台、モニター機器（パソコン等）○台の賃料
- ・通信費（モバイルルーター等）○台
- ・その他（ライセンス料、使用料等）

(2) リース期間

令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日

5 アンケートの実施

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督官の指示による。

6 留意事項等

遠隔臨場の実施に際しては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 監督官及び受注者等は、動画撮影用のカメラを作業員に装着等させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (3) 動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため撮影しながらの移動には十分に留意すること。

- (4) 受注者は、施工現場エリア外の駐屯地等の施設等が映り込まないように留意すること。
また、受注者は、公的でない建物の内部等見られることが予定されていない場所や人物が映り込まないように留意すること。
- (5) 動画撮影用のカメラ等の使用は、「施工確認」等だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受発注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
- (6) 遠隔臨場を行うパソコンについては、情報の流出防止について万全を期すために、最新のウイルス対策ソフトをインストールしているものやファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。
- (7) 本特記仕様書によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。
- 54 設計変更については、建設工事請負契約書第19条から27条及び土木工事共通仕様書一般共通次項1. 1. 13及び1. 1. 18に記載されているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事の設計変更事務処理要領について（防整技第5300号。30. 3. 30）」によることとする。
- 55 本工事は、見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。
なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する調査要領等に基づき、見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに実際に契約した単価及び価格について実績価格調査票に記載し、監督官に提出するものとする。
- 56 熱中症対策に係る費用の計上について、工事現場の安全（熱中症）対策を実施する場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて現場管理費を補正するものとし、受発注者間で協議の上、設計変更を行うものとする。
- 57 敷地の状況確認（保安距離の実測）
施工前の火薬庫の位置確認時及び施工完了後の2回実施するものとし、当該火薬庫が工事監督官から貸与される資料に示す各保安物件までの保安距離に位置していることを実測により確認し、結果を工事監督官へ報告する。計測方法については、巻尺、レーザ測距装置、GPSのいずれかによるものとし、実施に当たっては工事監督官に承認を得ることとする。
なお、レーザ測距装置、GPSの計測費用は、測量技師1. 0（人・日／回）、測量技師補1. 0（人・日／回）を見込むものとし後日精算とする。
- 58 受注者は、建退共制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を工事監督官へ提出し、工事検査官に提示すること。
- 59 工事に関連する技術基準、建設工事等標準書式集・記載例集について、防衛省ホームページ「<https://www.mod.go.jp/j/procurement/documents/index.html>」に格納されているため活用すること。
- 60 次の項目に関して、現地部隊における事故防止の取り組みへ協力を行うものとする。
- (1) 工事着手に先立ち、現地部隊から「工事实施における注意点等」の指示があった場合は、工事監督官へ当該内容を報告するとともに、工事関係者への周知方法について工事監督官と協議の上、着工前に関係する者に周知徹底する。
- (2) 工程会議に現地部隊が参加する場合は、会議に先立ち最新の工程表を現地部隊へ提供する。
なお、当該工程表については、工事監督官の確認を受けたものとする。
- (3) 給水、雨水排水、汚水排水、機器類設置等の土木工事に伴い既設の施設から切り離し等を行う場合は、当該作業手順を示した施工計画書を作成し工事監督官の承認を経て、工事監督官又は施工監理立会のもと工事場所の事前確認を行うとともに、確認の記録を作成し工事監督官へ報告する。

- (4) 掘削作業に関して、現地部隊から事前の情報提供があった場合は、現地確認を行うとともに、対象となる埋設物の場所にマーキング等の処置を行い誤切断防止に努める。

なお、現地部隊による現地確認が実施される場合は、立会の上、試掘等に関する依頼があった場合は速やかに対応する。

○61 建設事故等に関する報告について

(1) 建設事故に関する報告

受注者は、施工中に建設事故を発生させた場合には、直ちに監督官へ報告するとともに、現地の状況を確認の上、監督官から指示する工事事故報告書を作成し、即時に監督官へ提出しなければならない。

(2) 自然災害に関する報告

以下に示す自然災害が生じた場合は、その状況を電話、メール等の通信手段によって、速やかに監督官へ報告しなければならない。

なお、①の場合は、周辺の安全を確認の上、現場の状況を報告する。

また、②及び③の場合は、気象予報等によって情報を入手するとともに、事前に被害防止対策の状況を報告し、事態が治まった後に現地を確認の上、現場の状況を報告する。

① 震度5弱以上の地震が発生した場合（〇〇県内を震源地とする地震）

② 台風が通過した場合

③ 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）が発令された場合（解除後報告）

第7 工事仕様

7-1 共通

- 1 表土除去は厚さ（ ）cmとし、(○図示・○監督官指示)の場所(L＝ km)に運搬し見栄えよく敷均すものとする。
- 2 表土は、基地外処分(L＝ km)とし、処分費（ 円／m³）を見込むものとする。
- 3 現場内より発生する金属類（コンクリート殻に含まれる鉄筋を除く。）は、(○図示・○監督官指示)の場所(L＝ km)に集積し、所定の調書（数量、写真、集積位置図等を含む。）を作成し、監督官へ報告するものとする。また、運搬については、(○クレーン装置付 ベーストラック2t積、吊り能力2t・○クレーン装置付 ベーストラック4t積、吊り能力2.9t)の1回当たり平均積載質量（ ）t以下を（ ）回見込むものとする。
- 4 現場内より発生する目通り径10cm以上の立木の幹材は、長さ（ ）mに切り揃えて、(○図示・○監督官指示)の場所(L＝ km)に集積し、所定の調書（数量、写真、集積位置図等を含む。）を作成し、監督官へ報告するものとする。
- 5 伐採木、除根等は、基地外処分(L＝ km)とし、下表のとおり処分費を見込むものとする。
- 6 廃プラスチック類は、基地外処分(L＝ km)とし、処分費（ 円／t）を見込むものとする。
- 7 舗装版切断作業により発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、排水吸引機能により回収するものとし、回収された排水については、駐屯地外処分(L＝ km)、処分費（ 円／m³）を見込むものとする。
- 8 建設汚泥処理土の利用等に係る各種提出様式、品質基準及び確認方法は、「建設工事における再生資源の活用について」（防整技第7405号。28. 4. 1）別紙第2「建設汚泥の活用に関するガイドライン」によるものとする。
- 9 本工事の施工により発生する指定副産物（又は建設汚泥）・産業廃棄物の処理は、次の表のとおり見込んでいる。

なお、現場から受け入れ場所までの運搬距離、受け入れ費用及び発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

種別	現場から受け入れ場所までの運搬距離	受け入れ場所での受け入れ時間帯	受け入れ費用	発生概数量	仮置き等の条件	提出書類等
鉄筋コンクリート塊						
無筋コンクリート塊						
アスファルト・コンクリート塊						
建設発生木材（幹）						
建設発生木材（枝葉）						
建設発生木材（根）						
建設発生木材（混載）						
建設汚泥						

○10 再生資材の利用

受注者は、次の表に掲げる区分に応じ、再生資源を利用するものとする。

なお、やむを得ない理由により利用が難しい場合は、監督官と協議するものとする。

名 称	用 途
○再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及び駐車場舗装の表層材料及び基層材料
○再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及び駐車場舗装の上層路盤材料
○再生粒度調整碎石	
○再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及び駐車場舗装の路盤材料
○再生石灰安定処理路盤材料	
○再生クラッシャーラン	道路舗装及び駐車場舗装の路盤材料、構造物の裏込材料及び基礎材料
○再生コンクリート砂	埋め戻し材料及び基礎材料

7-2 土工事

○1 本工事における代表的な土質は（ ）である。

○2 盛土の締固めは、路床については一層仕上がり厚20cmごと、その他は30cmごとに十分に転圧するものとし、管理は共通仕様書によるものとする。

○3 不足盛土材は（○購入土・○図示の場所（L＝ km）での採取土・○別途発注の次の工事からの搬入土）とする。

工事名： 流用盛土： m³（盛土換算）

○4 切土は、（○すべて・○一部）本工事の盛土に流用するものとする。

○5 切土は、（○すべて・○一部）別途発注の次の工事の盛土に流用するものとし、（L＝ km）の運搬までを計上するものとする。

工事名： 流用盛土： m³（盛土換算）

○6 建設発生土は、（○図示・○監督官指示）の場所（L＝ km）に運搬し、見栄えよく敷均すものとする。

○7 建設発生土情報交換システムの活用（実績結果集計表を監督官に提出する。）

・受入場所

○○県○○市○○町○○番地 ○○○○※1

・受入不適なもの

（例）※2 泥土、直径30cm以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物。

・受入時間

（例）※2 午前○時～午後○時まで

ただし、毎月の第1及び第3日曜日、正月等の休業日は受入を中止する。

・運搬距離

受入場所までの運搬距離は、L＝○○kmとする。

※1：搬出先の名称を記入。

※2：例は、建設発生土の搬出先に係る調査で確認している受入条件を記載。

- 8 建設発生土は基地外処分とし、受入条件は以下のとおりとする。
- また、受注者は適正に処理されたことを監督官が確認できるよう搬出伝票等により管理するものとする。
- なお、受入場所を変更する場合は、監督官と協議するものとする。
- ・受入場所
○○県○○市○○町○○番地 ○○○○※1
 - ・受入不適なもの
(例) ※2 泥土、直径 30cm 以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物。
 - ・受入時間
(例) ※2 午前○時～午後○時まで
ただし、毎月の第1及び第3日曜日、正月等の休業日は受入を中止する。
 - ・運搬距離
受入場所までの運搬距離は、 $L=○○\text{km}$ とする。
 - ・処分費
 $○○\text{円}/\text{m}^3$ とする。
- ※1：搬出先の名称を記入。
- ※2：例は、建設発生土の搬出先に係る調査で確認している受入条件を記載。
- 9 埋戻しは、構造物周囲においては、構造物を損傷しないよう、かつ、締固め不足とならないよう、人力等にて入念に行うものとする。
- 10 設計土層に変更が生じた場合には、写真等によりその位置が明確に判断できる資料を作成し、監督官と協議するものとする。

7-3 基礎工事

- 1 基礎杭の支持力は（ ） $\text{KN}/\text{本}$ 以上とし、基礎杭の施工に当たっては事前に監督官の指示する位置において、試験杭（ $\phi=$ mm、 $L=$ m、 本）を実施するものとする。
- 2 杭の支持層への根入れ長さは、 $1D$ （ D ：杭直径）以上を確保するものとし、支持力を確認した後、打止めとする。
- 3 鋼管杭・H鋼杭の現場溶接（継手部）においては、溶接20箇所ごとに1箇所（任意の箇所）の放射線透過試験及び全溶接箇所において杭全周の浸透探傷試験（溶接除去性染色浸透探傷試験）を行うものとする。
- なお、鋼管杭の放射線透過試験箇所では4方向からの透過とし、その撮影長は $30\text{cm}/1$ 方向とする。放射線透過試験の試験方法及び規格値はJIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）の3種以上とする。また、浸透探傷試験においては全溶接箇所の10%以上を認定技術者によって実施するものとする。試験方法はJIS Z 2343（非破壊試験—浸透探傷試験）により実施し、規格値は割れ及び有害な欠陥がないこととする。
- 4 コンクリート杭（OPHC 杭、OPC 杭、ORC 杭）の現場溶接（継手部）においては、杭全周の浸透探傷試験を全溶接箇所において行うものとする。
- なお、JIS Z 2343（非破壊試験—浸透探傷試験）により、規格値は割れ及び有害な欠陥がないこととする。
- 5 基礎地盤面において地盤工学会基準 JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により平板載荷試験を実施し、地盤の極限支持力が（ ） KN/m^2 以上あることを確かめ、監督官に報告するものとする。

7-4 コンクリート工事

- 1 コンクリートの現場配合の決定に当たっては、配合試験を行い、監督官の承諾を得るものとする。
- 2 水槽等は、防水施工に先立ち24時間以上の満水試験を行って、漏水が無いことを確認するものとする。

7-5 路床及び路盤工事

- 1 当現場の路床設計CBRは、切土路床部（ ）%、盛土路床部（ ）%であるが、路盤工事前にCBR試験を行い、設計CBRについて現場確認をするものとする。
 なお、CBR試験方法及び試験結果の整理は、監督官と協議するものとする。
 ただし、飛行場基本施設における路床の設計CBR試験は、(○JIS A 1211 (CBR試験方法)・○JIS A 1222 (現場CBR試験方法)) によるものとし、CBR試験における載荷重は(○150N・○100N)とする。
- 2 セメントコンクリート舗装用路床の設計K (○75・○30) 値は（ ）MN/m³であるが、路床の最終仕上げ後、JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) により平板載荷試験を行い、設計K (○75・○30) 値について現場確認をするものとする。(沈下量は0.125cmとする。)
 なお、試験の実施位置等については、監督官と協議するものとする。
- 3 セメントコンクリート舗装用路盤は、最終仕上げ後、JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) により平板載荷試験を実施するものとし、支持力係数は(○K 75で70 MN/m³・○K 30で200 MN/m³) 以上とする(沈下量は0.125cmとする。)
- 4 飛行場地区におけるセメントコンクリート舗装での路盤の支持力係数はK 75 (70 MN/m³) を基本とするが、30cmの載荷板を用いる場合は換算係数を現地において確認し監督官と協議するものとする。
- 5 路盤を人力にて施工する場合、1層の仕上がり厚は、下層路盤は20cmまで、上層路盤は15cmまでとし、振動ローラ (タンパ) 等で入念に締固めを行うものとする。
- 6 碎石敷きは、1層仕上がり厚20cm以下とし、締固め度は下層路盤工に準ずるものとする。
- 7 路床改良工

路床改良においては、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領 (案)」(平成12年3月24日建設省技調発第49号 建設省営建発第10号) により確認し、監督官に報告するものとする。

なお、基準値を超えた場合は監督官と協議を行い工法等の変更を行うものとする。また、路床改良における改良材料及び添加量については、次の表を想定しているが、施工に先立ち、現地採取土による配合試験を実施し配合検討書 (改良材及び添加量の見直し検討含む) を作成し監督官の承諾を得るものとする。

なお、配合試験の実施に当たっては、試験方法及び試験結果の整理方法等について監督官と協議・承諾を得た後に実施するものとする。

○アスファルト舗装

添 加 材	○セメント系固化材 (○一般用・○六価クロム対応型) ○生石灰 ○消石灰		
施 工 箇 所	地区	地区	地区
添 加 量	kg/m ³ (割増率 %を含む)	kg/m ³ (割増率 %を含む)	kg/m ³ (割増率 %を含む)
改 良 厚	cm	cm	cm
混 合 土 の C B R	%	%	%
改良後の路床設計CBR	%	%	%

○コンクリート舗装

添 加 材	○セメント系固化材（○一般用・○六価クロム対応型） ○生石灰 ○消石灰		
施 工 箇 所	地区	地区	地区
添 加 量	kg/m ³ (割増率 %を含む)	kg/m ³ (割増率 %を含む)	kg/m ³ (割増率 %を含む)
改 良 厚	cm	cm	cm
混 合 土 の C B R	%	%	%
改良後の路床設計C B R	%	%	%

7-6 コンクリート舗装工事

- 1 セメントコンクリート舗装での施工は、(○人力・○機械)とする。ただし、人力施工は簡易フィニッシャを含むものとする。
- 2 舗装用コンクリートの施工に当たっては配合報告書を提出の上、監督官の承諾を得るものとする。
- 3 セメントコンクリート舗装の養生は次のとおりとする。
- (1) 初期養生（屋根養生）はコンクリート打設後、速やかに屋根でおおい直射日光、風雨にさらすのを防ぐ。
 - (2) 初期養生（被膜養生）は表面水が引いた後、ビニル乳剤（原液で 0.06 kg/m²）を散布し初期の乾燥を防ぐ。
 - (3) 後期養生（散水養生）は表面硬化後、養生マットを全面に敷き、15ℓ/m²の水を数回に分け、目標強度（配合強度：現場養生）の70%に達するまでの期間散水する。ただし、屋内における舗装で、舗装版縁部の反り上がりが予想される場合には、反り上がり対策としての散水養生を継続し、反り上がり防止に努めなくてはならない。
- 4 コンクリート舗装等の表面仕上げは、次の表のとおりとする。

	対象範囲・工種	仕上げ方法
○	道 路	ほうき目
○	歩 道	ほうき目
○	駐車場	○ほうき目 ○金ごて
○	資機材置場等	○ほうき目 ○金ごて
○	屋内の床	金ごて
○	給油所	金ごて

○5 目地数量等については、以下の数量を見込んでいる。

工 事 項 目	規格・寸法	単位	数 量	備 考
コンクリート舗装工				
コンクリート舗装	曲げ 4.5、鉄網あり t=〇〇〇	m ²	〇〇〇	駐機場
舗設(機械施工)		m ²	〇〇〇	
舗設(人力施工)		m ²	〇〇〇	
鉄網		m ²	〇〇〇	
型枠工舗装用鋼製 型枠設置撤去		m	〇〇〇	
型枠工軌条設置撤去 (コンクリート舗装上)		m	〇〇〇	
舗装機械移動		回	〇〇〇	
縦方向施工目地 (特殊耐油シール)	チェア片側 90 各単位 タイバー設置有 スリップバー設置無 クレーン付トラック有	m	〇〇〇	
縦方向施工目地 (特殊耐油シール)	チェア片側 90 各単位 タイバー設置無 スリップバー設置有 クレーン付トラック有	m	〇〇〇	
横方向現場目地 (特殊耐油シール)	8.8m ² チェア両側 190 各単位 スリップバー設置有 クレーン付トラック有	m	〇〇〇	
横方向収縮目地 (特殊耐油シール) (カッター切断深 50mm まで)	タイバー設置無 スリップバー設置無 クレーン付トラック無	m	〇〇〇	
横方向施工目地 (特殊耐油シール)	チェア片側 90 各単位 タイバー設置無 スリップバー設置有 クレーン付トラック有	m	〇〇〇	
膨張目地 (特殊耐油シール)	目地幅 25mm 37m ² /100m チェア片側 95 各単位 スリップバー設置有 クレーン付トラック有	m	〇〇〇	
養生工 膜(ビニール)養生		m ²	〇〇〇	
養生工 散水養生 (給湿養生マット)		m ²	〇〇〇	

7-7 アスファルト舗装工事

○1 アスファルト混合物の配合は次の表のとおりとする。

	混合物の種類	標準配合
○	密粒度アスコン (13)	共通仕様書 アスファルト混合物の種類と粒度範囲による
○	粗粒度アスコン (20)	共通仕様書 アスファルト混合物の種類と粒度範囲による
○	再生密粒度アスコン (13)	共通仕様書 アスファルト混合物 (密粒度アスコン) に準ずる
○	再生粗粒度アスコン (20)	共通仕様書 アスファルト混合物 (粗粒度アスコン) に準ずる

なお、混合物のマーシャル安定度試験基準値は、共通仕様書によるものとする。

○2 アスファルト混合物を現場配合する場合は、共通仕様書によるものとする。

○3 アスファルト針入度は (~) とする。

○4 乳剤散布は次の表を標準とする。

	適用	使用材料	散布量	備 考
○	プライムコート	アスファルト乳剤 PK-3	1.20/ m ²	粒状材料路盤面
○	タックコート	アスファルト乳剤 PK-4	0.40/ m ²	アスファルト舗装面、安定処理路盤面、縁石等接触面

○5 マーキング工

マーキングに使用する材料及び塗布量は次の表のとおりとする。

	使用材料	塗布量	備 考
○	路面標示用塗料（溶融式）	厚さ 1.5mm	()色（ガラスビーズ入）
○	路面標示用塗料（常温式）	0.40/ m ²	()色
○	路面標示用ガラスビーズ	13.3kg/100 m ²	

7－8 給排水工事

- 1 既設給水本管からの分岐工は、（○断水工法・○不断水工法）とする。
- 2 給水管の分岐工は、サドル分水栓による分岐とする。
- 3 本管分岐の施工に先立ち、試掘を行い、既設給水本管の位置、管種、管径及びその他の埋設物の有無を確認するものとする。
- 4 掘削に当たっては、管路を規定の深さ以上に余掘りしない様に入念に掘削床揃えを行うものとする。また、排水管の埋戻しに当たっては、管の上部約30cmまでは人力にて入念に締固めを行うものとする。
- 5 掘削土は周辺に仮置き、埋戻材として使用するものとする。
- 6 掘削土は（○図示・○監督官指示）の場所（L＝ km）に仮置き、埋戻材として使用するものとする。
- 7 鋳鉄異形管の継手部には、（○スラストブロック（φ200 以上）・○離脱防止金具（φ75～150））を取り付けるものとする。
- 8 （○給水ポンプ・○排水ポンプ・○揚水ポンプ）の使用に当たっては、施工図を提出し、監督官の承諾を得るものとする。
- 9 受水槽及び浄化槽については、施工図（基礎等を含む）を提出し、監督官の承諾を得るものとする。また、地上式の受水槽及び浄化槽の基礎等は、地震動に対する検討（転倒・滑動・支持力・曲げ耐力・せん断耐力）を行い、監督官の承諾を得るものとする。

なお、本施設の設計用水平震度は（KH＝ ）とする。

- 10 汚水枳、人孔等に使用する鋳鉄蓋は防臭型とする。
- 11 鉄板蓋等簡易な鋼構造物の防錆処理は、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の第2種とする。
- 12 浄化槽の能力等は、次によるものとする。

処理方法・・・（ ）処理

処理能力・・・対象人員（ ）人（日平均の汚水量 m³/日）

水 質・・・BOD（ ）mg/ℓ、SS（ ）mg/ℓ、放流水質（ ）mg/ℓ

- 13 保温工事の施工種別及び保温材の厚さは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によるものとし、各施工箇所の保温の種別は次のとおりとする。

（1）屋内露出・・・（ ）

（2）高架水槽・・・（ ）

（3）屋外露出・・・（ ）

- 14 消火用ポンプは、消防法の規定に適合するもので、水温上昇防止用配管、呼び水槽、流量試験装置、サクシオンユニット、フート弁、圧力計、連成計、フレキシブルバルブ、逆止弁、スルース弁等によりなるポンプユニットとする。（付属品共）

なお、使用に当たっては施工図を提出の上、監督官の承諾を得るものとする。

- 15 ホース格納箱は屋外自立型（ホース掛け式）とし、付属品は次の表によるものとする。

なお、使用に当たっては施工図を提出の上、監督官の承諾を得るものとする。

付 属 品	規 格	数 量
屋外消火用ホース	合成繊維（ゴム内張りホース）、65A、L=20m、使用圧力=0.9MPa	本
水消火ノズル（噴霧兼用型）	口径=20 mm、吐出量=450L/min、吐出圧力= 0.35 MPa	本
泡消火ノズル	形式=450L /min 型、吐出圧力= 0.35 MPa、倍率=5 倍以上	本
開閉回し	軟鋼製	個

- 16 泡消火原液は、3 %型の（○水成膜泡消火薬剤・○タンパク泡消火薬剤）とし、（ ）を見込むものとする。
- 17 消防用設備等の届出及び検査については、事前に監督官と調整し、消防法に基づき諸手続を行い、工事完成検査前に当該消防署の検査を受けるものとする。
- 18 水圧試験は、（ ）MPa、保持時間60分（ただし、公設水道の時はその水道事業者等の規定による）とし、配管施工中に適宜行うものとする。
 なお、道路横断箇所及びやむを得ない場合は、監督官と協議を行い、埋戻し後に実施するものとする。
- 19 市町村の条例等にもとづく（○給水・○排水）工事申請(届出)については、事前に監督官と調整し、速やかに手続きを行うものとする。
- 20 図示の（○上水道○下水道）工事については、市町村等が指定する工事業者の施工とする。
- 21 給水管等の地中埋設深さ（土被り）は、車道又はこれに類する部分では60cm以上、その他は30cm以上とする。ただし、寒冷地の場合は、凍結深度以上とする。
- 22 下水道施設における管渠、開渠及び函渠の施工に当たっては、共通仕様書に規定する出来形管理基準値を踏まえ、計画下水量の通水を满足するように施工するものとし、施工に先立ち、監督官から設計図書の貸与を受けるものとする。
- 23 給水管及び污水排水管を施工する際は、共通仕様書で定める事項を留意するとともに、次のアからウの条件を遵守して施工するものとする。
 ア 給水管と污水排水管が平行して埋設される計画の場合は、水平実間隔で50cm以上の離隔を確保すること。
 イ 給水管と污水排水管が交差する場合にあっては、給水管と污水排水管の実離隔は30cm以上確保するとともに、給水管は污水排水管の上方とすること。
 ウ ア及びイの条件を満足しない場合は、水道維持管理指針（(公社)日本水道協会）で定める水道管の保護又はコンクリート巻きによる保護を行うものとする。

7-9 法面工事

- 1 盛土法面整形において土羽部は、盛土本体と（○同じ・○別途）材料とし、土羽厚は30cmとする。
- 2 擁壁裏面排水は、（○再生クラッシャラン・○割ぐり石）とし、（○連続裏面排水工・○簡易排水工・○溝形排水工）とする。
- 3 擁壁裏面排水は高分子系暗渠排水材工とし、（○簡易排水工・○溝形排水工）とする。
- 4 コンクリートブロック積（張）の裏込材は、（○再生クラッシャラン・○割ぐり石）とする。
- 5 裏込ぐり石を施工する場合は、間隙充填として再生クラッシャラン（割ぐり石の20%）を充填するものとする。
- 6 法面整備工事の施工に当たっては、あらかじめ施工計画書（配合計画等含む）を提出し、監督官の承諾を得るものとする。
- 7 植生基材吹付けに使用する種子の選定及び配合については、在来草本類の植物（ ）も合わせて導入するものとし、施工に先立ち施工計画書を提出し、監督官の承諾を得るものとする。

7-10 環境整備工事

- 1 張芝工は次の表によるものとし、芝の種類は（○野芝・○高麗芝）を使用するものとする。

○平面張芝工	○全面張（ベタ張）・○平面張（目地張）・○市松張
○法面張芝工	○全面張（ベタ張）・○筋芝
○目土及びかけ土	○購入土・○発生土・○採取土
○芝目串(平面)	○芝1枚当たり3本
○芝目串(法面)	○芝1枚当たり3本
○施肥	○高度化成肥料（1.2 kg/100 m ² 散布）
○芝の寸法	○長さ（ ）cm・幅（ ）cm・厚さ（ ）cm

- 2 芝床での置土材は（ ）とし、置土の厚さは（ ）cmとする。
- 3 受注者は、種子散布工（種子吹付工）に使用する種子等の配合について、発芽率を考慮の上決

定し、監督官の承諾を得るものとする。

- 4 種子散布（吹付）工に使用する種子の選定及び配合については、在来草本類の植物（ ）も合わせて導入するものとし、施工に先立ち施工計画書を提出し、監督官の承諾を得るものとする。
- 5 播種工の播種材配合は、保護材を除き種子吹付工（平面）と同配合とする。
- 6 樹木は発育良好で枝が良く繁茂し、病虫害におかされていない移植又は根回しを行った栽培品とする。
- 7 樹木の植付けに当たっては、土壌改良材は計上しないものとする。ただし、植付け箇所の土質を調査し、土質改良の必要が生じた場合には別途計上とするものとする。
- 8 門扉の製作に当たっては、あらかじめ監督官に承諾図を提出し、承諾を得るものとする。
- 9 （○金網柵・○格子柵）を構成する各部材は、風荷重に対して十分な強度を持つものとし、風荷重は速度圧（ ） N/m^2 及び抗力係数(1.2)により求めるものとする。
- 10 （○金網柵・○格子柵）の上胴縁は、積雪荷重（沈降力）に対して十分な強度を持つものとし、積雪荷重は（ ） N/m^2 とする。
- 11 金網柵及び格子柵の基礎は、柵に作用する荷重に対し、十分な安定性を持つ形状寸法とし、設置場所の短期許容地耐力は（○196・○98・○39） KN/m^2 とし、施工前にサウンディング試験等で地耐力を確認するものとする。
- 12 柵の施工前にあらかじめ監督官に承諾図及び構造計算書を提出し、監督官の承諾を得るものとする。
- 13 支柱用丸太は、JIS K 1570（木材保存剤）に定める加圧注入用木材保存剤（クレオソート油を除く。）を用いた、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による加圧式保存処理を行った木材を使用するものとする。

7-1-1 燃料タンク工事

1 基礎工

- （1）（○砕石リングに用いる砕石、○鉄筋コンクリートリング基礎に用いる砕石、○タンク直下の盛土基礎に用いる砕石）は、最大粒径50mm以下の（○粒度調整砕石（M-30）・○再生粒度調整砕石（RM-30）・○クラッシュラン（C-40）・○再生クラッシュラン（RC-40））とし、平板載荷試験値が 200MN/m^2 （K30値）以上となるようにまき出し厚さ30cm以下で均一に締固めるものとする。平板載荷試験は、（ ）箇所実施するものとし、その試験位置は、監督官の承諾を得るものとする。
- （2）タンク直下の盛土基礎に用いる盛土材の土質は、（ ）とし、平板載荷試験により、 100MN/m^2 （K30値）以上となるよう、まき出し厚さ30cm以下で均一に締固めるものとする。平板載荷試験は、（ ）箇所実施するものとし、その試験位置は、監督官の承諾を得るものとする。
- （3）タンク基礎砕石表面の仕上り精度は、タンク側板円周上で等間隔8点相互における高低差の最高値が25mm以下でかつ、隣接する当該各点における高低差10mm以下とする。

2 防水シール工

- （1）屋根版、側壁及び底版コンクリートの外面には、被覆防水を行うものとする。
- （2）屋根版、側壁及び底版（均しコンクリート上面）の被覆防水は、原則として、ポリウレタン樹脂吹付け工（厚2.0mm）を行うものとする。
- （3）底版と側板との接合部吹付け工は、10cm以上の重ね代を確保するものとする。

3 タンク製缶工

○（1）材料

使用する鋼材等は以下のとおりとし、使用に先立ち規格証明証を提出の上、監督官の承諾を得るものとする。

- ア 鋼板材料は次の表のとおりとし、板厚に対するマイナス公差は許容しないものとする。

適用	規格名称
○	JIS-G-3101「一般構造用圧延鋼材-SS400」

○	JIS-G-3106「溶接構造用圧延鋼材」
○	JIS-G-3115「圧力容器用鋼材」
○	JIS-G-3114「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」

○イ アニュラ板に使用する鋼材はJIS-G-3106「溶接構造用圧延鋼材」のうち(○SM400C・○SM490C)とする。ただし、側板厚が15mm以下の場合はss400を使用し、側板にSPVを用いる場合はSPVを使用する。

○ウ トップアングル、その他に使用する構造用形鋼は、(○JIS-G-3101「一般構造用圧延鋼材-SS400」・○JIS-G-3106「溶接構造用圧延鋼材」)の規格品とする。

○エ 支柱その他に使用する鋼管材料は次の表のとおりとする。

適用	規格名称
○	JIS-G-3452「配管用炭素鋼鋼管」
○	JIS-G-3454「圧力配管用炭素鋼鋼管-STPG370」
○	JIS-G-3444「一般構造用炭素鋼鋼管-STK400」
○	JIS-G-3457「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」
○	JIS-G-3460「低温配管用鋼管-STPL380」

○オ フランジに使用する鋼材は次の表のとおりとする。

適用	規格名称
○	JIS-G-3101「一般構造用圧延鋼材-SS400」
○	JIS-G-3201「炭素鋼鍛鋼品-SF390A」
○	JIS-G-3201「炭素鋼鍛鋼品-SF440A」
○	JIS-G-4051「機械構造用炭素鋼鋼材-S20C」
○	JIS-G-4051「機械構造用炭素鋼鋼材-S25C」

○カ 溶接に使用する溶接棒次の表のとおりとする。

適用	規格名称
○	JIS Z 3211「軟鋼用被覆アーク溶接棒、高張力鋼用被覆アーク溶接棒」
○	JIS Z 3313「軟鋼、高張力鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」
○	JIS Z 3351「炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」

○キ 屋根及び側マンホールに使用するボルトはJIS B 1180六角ボルト (SUS製) を使用するものとする。

○ク タンク本体ラフター取付けボルトはJIS B 1180六角ボルト (SS400) を使用するものとする。

○(2) 施工

○ア 施工の順序、工法及び使用器具等は、施工前に監督官の承諾を得るものとする。

○イ 接合部はピッチ又はタール類を塗布すること。

○ウ 製缶工事に使用する仮設電源は、(○商用電源・○発動発電機) とする。

○エ 火気を扱う施工については、現場状況を把握の上、十分に留意して施工するものとする。

○(3) 溶接

○ア タンクの溶接は、ボイラー及び圧力容器安全規則に基づくボイラー溶接士免許証の交付を受けている者又は日本溶接協会が検定する溶接工の技量証明書の交付を受けている者により行うこと。

○イ 溶接方法については、危険物保安技術協会 (KHK) の溶接施工方法確認試験により確認された溶接方法により施工するものとする。

4 防錆塗料、腐食防止等

○(1) 使用材料、作業内容、安全管理、品質管理等について、施工前に監督の承諾を得るものとする。

る。

○（２）１次表面処理

鋼材は工場で次の処理を行うものとする。

区分	1次表面処理	
屋根板内面・外面	ケレン：スウェーデン規格 Sa2 1/2	無機ジンクリッチプライマー 15 μ 以上
側板内面・外面	ケレン：スウェーデン規格 Sa2 1/2	無機ジンクリッチプライマー 15 μ 以上
底板内面・外面	ケレン：スウェーデン規格 Sa2 1/2	無機ジンクリッチプライマー 15 μ 以上

○（３）腐食防止

○ア タンク基礎表面に設けるアスファルトサンド等防食材料の配合は次を標準とする。

適用	名称等	厚さ	配合
○	アスファルトサンド	5cm	As：8.7%、骨材：85.5%、石粉：5.8%
○	アスファルトモルタル	5cm	As：9.1%、骨材：80.4%、石粉：10.5%

※以上の配合表は、例であり、工事場所における地域性及び経済性等の実状を踏まえた配合を記入する。

○イ 支柱の下等で底板と接するコンクリート面には、アスファルトプライマー0.4L/m²、ブローンアスファルト3kg/m²を塗布するものとする。

○ウ 底板外面は、一次表面処理後、工場で非特定化学物質型タールエポキシ樹脂塗料（乾燥塗膜厚200 μ 以上）を塗装するものとする。

○（４）塗装工等

○ア タンク内面

（ア）現場搬入後、一次表面処理を行った箇所のうち、溶接線、発錆部及びダメージを受けた部分は、ブラストによるケレン（スウェーデン規格Sa2 1/2）を、その他の一次表面処理部分は、ブラストによるケレン（スウェーデン規格Sa1）を行うものとする。

（イ）支柱の側板一段目の高さまでの範囲は、現場にてブラストによるケレン（スウェーデン規格Sa2 1/2）を行うものとする。

（ウ）側板一段目、底板内面及び支柱の側板一段目までの高さ以下の範囲は次の内容で塗装（合計乾燥塗膜厚200 μ 以上）を行うものとする。

工程	塗装材料	規格
下塗り	エポキシ樹脂錆止め塗料	
中塗り	エポキシ樹脂塗料	アミン硬化型
上塗り	エポキシ樹脂塗料	アミン硬化型

（エ）側板一段目及び支柱の側板一段目までの高さ以上の範囲は3種ケレンを施し、共拭き（軽油）を行うものとする。

○イ 地上式タンク側板及び屋根板の外面

（ア）現場搬入後、一次表面処理を行った箇所のうち、溶接線、発錆部及びダメージを受けた部分はケレン（スウェーデン規格St3）を行うものとする。

（イ）側板及び屋根板の外面は、次の内容で塗装（合計乾燥塗膜厚160 μ 以上）を行うものとする。

工程	塗装材料	規格
下塗り	変性エポキシ樹脂下塗り塗料	2回塗り
中塗り	ポリウレタン樹脂塗料	
上塗り	ポリウレタン樹脂塗料	

○ウ 覆土式及び地中式タンク側板及び屋根板の外面

(ア) 現場搬入後、一次表面処理を行った箇所のうち、溶接線、発錆部及びダメージを受けた部分はケレン（スウェーデン規格 S t 3）を行うものとする。

(イ) 側板及び屋根版の外表面は、非特定化学物質型タールエポキシ樹脂塗料を用い塗装（合計乾燥塗膜厚200 μ 以上）を行うものとする。

○（５）品質管理

○ア 素地調整の品質管理は、次の内容で行うものとし、結果を監督官に報告するものとする。

(ア) 洗浄度はスウェーデン規格に基づき標準写真を対比し、その適否を判定するものとする。

(イ) 判定の結果、規定の品質が認められない箇所については、本仕様書及び土木工事共通仕様書の規定に基づき、再度、素地調整を行うものとする。

○イ 塗装の品質管理は次の項目を行い、結果を監督官に報告するものとする。

○（ア）外観試験

表面の状態を目視により観察し、かすれ、塗りもれ、異物の混入、著しいダレ等がないことを確認するものとする。

○（イ）ピンホール試験

ピンホールの有無を放電式ピンホールテスターを用いて塗装全面について確認するものとする。

なお、試験電圧は、次の式で計算したものとする。

$$\text{電圧}[\text{V}] = 100 / 25 [\text{V} / \mu\text{m}] \times \text{最小膜厚}[\mu\text{m}]$$

○（ウ）膜厚試験

塗装の厚さを電磁膜厚計を用いて測定するものとし、規定の厚さ以上であることを確認するものとする。

測定点数は鋼板1枚につき3点（面積が10 m^2 未満の鋼板の場合は1点）以上とするものとする。

○（エ）確認の結果、規定の品質が認められない箇所については、本仕様書及び土木工事共通仕様書の規定に基づき、再度、塗装を行うものとする。

5 被覆コンクリート工

○ 側壁コンクリート型枠で使用するフォームタイには、プレートを設けるものとする。フォームタイの寸法、間隔については、施工中に加わる荷重を考慮し、監督官の承諾を得るものとする。

6 PCコンクリート工

○（１）シースは、その取扱中及びコンクリート打ち込み時に容易に変形しないものであって、その合わせ継ぎ目等からセメントペーストが入り込まないような強度、可撓性を有するものとする。

○（２）PCケーブル用のシース材については、JIS-G-3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯-SSPC」を、側壁PC鋼棒用のシース材については、亜鉛めっき（SPGCZ18）を施したJIS-G-3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」を使用するものとする。

○（３）仮緊張の実施に先立ち、緊張計画書を作成し、監督官の承諾を得るものとする。

○（４）本緊張に先立ち試験緊張を実施し、十分な有効プレストレスト量の導入ができることを確認し、監督官に報告するものとする。

○（５）プレストレッシングは、緊張計画書に基づき、所定のプレストレスト量を導入するように管理し、その結果を監督官に報告するものとする。

○（６）水密コンクリートの水セメント比は55%以下を標準とする。なお、水和熱等による温度応力ひび割れに対する検討の結果、水セメント比を大きくした方が水密コンクリートとしての効果が高められると判断される場合にあっては、監督官と協議のうえ、水セメント比を必要に応じて60%まで大きくしてもよいものとする。

- （７）水密コンクリートには、ＡＥ減水剤とポズラン（フライアッシュ等）を用いること及び、暑中コンクリート打設にあつては、必要に応じＡＥ減水剤に替えて高性能減水剤、ＡＥ減水剤遅延型又は高性能減水剤遅延型を使用することができるものとする。

なお、使用材料については事前に監督官の承諾を得るものとする。

○（８）施工時のひび割れ制御

①ひび割れ応力の算定

地中式屋外タンク貯蔵所に用いる水密コンクリートについては、以下に示す施工時のひび割れ応力に対する検討を行い、必要鉄筋量（部材厚の検討を含む）の算定及び次項に示すひび割れ制御方法等を選定するものとする。

ア ライニングとコンクリートの温度差により発生する応力

側壁（屋根版、底版については施工方法の違いにより、鋼板との温度差は無視できる。）には、屋根板が設置されるまでの施工期間中、鋼板ライニングとコンクリートの平均温度差により、コンクリート全断面に引張応力が発生する。

イ コンクリート内の温度勾配による応力

側壁及び底版については、屋根板が設置されるまでの施工期間中、日射の影響によりコンクリート断面内に温度勾配が生じ、タンク外面側に引張応力が発生する。

ウ 乾燥収縮勾配による応力

側壁については、乾燥収縮を鋼板ライニングが拘束することにより断面一様に引張応力が発生し、底版については、基礎面の拘束によりタンク内面側に引張応力が発生する。

エ 乾燥収縮勾配による応力

側壁については、鋼板ライニングに接したタンク内面側とタンク外面とでは湿潤状態が異なるために乾燥収縮の進行差が生じ、タンク外面側に引張応力が発生する。

オ 水和熱低下に伴う内部拘束応力

コンクリートの水飽和は、大気に接する外面の方が先に低下するため内外面で温度勾配が生じ、外面側に引張応力が発生する。

カ 水和熱低下に伴う外部拘束応力

コンクリートは水和熱の低下に伴い収縮しようとするが、このとき、側壁については、鋼板ライニングの拘束により、コンクリート全断面に引張応力が発生する。

②ひび割れ制御方法

ひび割れ制御については、必要に応じ以下に示すようなひび割れ制御方法を選定するものとする。

ア 遮光ネットの設置

タンク内面に遮光ネットを設置することにより、ライニングとコンクリートの温度差及びコンクリート内の温度勾配による応力を低減する。

イ 被膜養生の施工

側壁外面に被膜養生又は、散水を施すことにより、乾燥収縮勾配による応力を低減する。ただし、被膜養生を行う場合は、防水工法との組合せを十分考慮すること。

ウ 無収縮材及び膨張材の使用

無収縮材又は膨張材（コンクリート温和材料）の使用により、乾燥収縮による応力の低減又は内部圧縮応力発生を図る。

エ 仮緊張の実施

ＰＣ造については、コンクリートの強度発現に応じた仮緊張を実施することによ

り、コンクリート断面に圧縮応力を与える。

オ パイプクーリングの実施

プレストレスコンクリートについては、シースを利用したパイプクリーニングを実施することにより、材令初期段階における水和熱による温度応力を低減する。

カ 水及び骨材のクーリング実施

水及び骨材をクーリングすることにより、材令初期段階における水和熱による温度応力を低減する。

7 タンク本体付属設備工

○(1) タンク本体付属設備等の使用については、事前に監督官の承諾を得るものとする。

○(2) 液面覚知装置

液面現場指示計は(フロート方式(○テープ方式・○ワイヤー方式)、○電波方式)とする。

なお、設置前に液面現場指示計の向きを監督官と協議するものとする。

○(3) 塗装

タンク付属品(タンク内部を除く)の外表面塗装仕様に準ずるものとする。

○(4) その他

タンク本体に金属製の付属品を取り付ける場合、露出部は38mmのキャブタイヤケーブルにてボンディングをとるものとする。

なお、接続後、導通試験を行い、その結果を監督官に報告するものとする。

8 非破壊検査、水張り検査等

○(1) タンク溶接部の非破壊検査及び水張り検査は、施工中及び施工完了後に実施するものであり、検査方法、基準については本仕様書及び危険物の規制に関する規則によるほか、監督官の指示によるものとする。

○(2) 消防法に基づく届出及び検査については、事前に監督官と調整の上、諸手続を行い、工事完成検査前に当該消防署の検査を受けるものとする。

○(3) 製缶終了後速やかに「日本海事検定協議会」の検定を受けタンクテーブルを工事監督官に()部提出するものとする。

○(4) タンク本体溶接部の非破壊検査は、以下のとおりとする。

○ア 地上式及び覆土式タンク

水 張 り 検 査：タンク製缶工完了後1回

放射線透過試験：縦継手 箇所

水平継手 箇所

タンク側板の縦継手及び水平継手

磁粉探傷試験：延長 m

水張り前後各1回(タンクの側板とアニュラ板又は底板、アニュラ板相互、アニュラ板と底板、底板相互及びジグ取付け跡の溶接継手)

浸透探傷試験：延長 m

水張り前後各1回(タンクの側板とアニュラ板又は底板、アニュラ板相互、アニュラ板と底板、底板相互及びジグ取付け跡の溶接継手)

※浸透探傷試験は、磁粉探傷試験によることが困難な場合に行うものとする。

真 空 試 験：延長 m

接液部以外の側板、屋根及びノズル、マンホール等の溶接継手

加 圧 漏 れ 試 験：延長 m

接液部以外の側板、屋根及びノズル、マンホール等の溶接継手

浸透液漏れ試験：延長 m

接液部以外の側板、屋根及びノズル、マンホール等の溶接継手

※真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験のいずれかを行うものとする。

○イ 地中式タンク

水張り検査：コンクリート打設完了後1回

磁粉探傷試験：延長 m

水張り前後各1回（タンクの側板とアニュラ板又は底板、アニュラ板相互、アニュラ板と底板、底板相互及びジグ取付け跡の溶接継手）

浸透探傷試験：延長 m

水張り前後各1回（タンクの側板とアニュラ板又は底板、アニュラ板相互、アニュラ板と底板、底板相互及びジグ取付け跡の溶接継手）

※浸透探傷試験は、磁粉探傷試験によることが困難な場合に行うものとする。

真空試験：延長 m

接液部以外の側板、屋根及びノズル、マンホール等の溶接継手

加圧漏れ試験：延長 m

接液部以外の側板、屋根及びノズル、マンホール等の溶接継手

浸透液漏れ試験：延長 m

接液部以外の側板、屋根及びノズル、マンホール等の溶接継手

※真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験のいずれかを行うものとする。

9 消防検査手数料

○（１）消防検査手数料（消費税非課税）として、次の金額を見込むものとする。

ア 完成前検査

○ 水張り検査 () 円

○ 基礎・地盤検査 () 円

○ 溶接部検査 () 円

イ 完成検査 () 円

7-12 港湾工事

○1 標高の基準はC.D.L () 港とする。

○2 () 港のH.W.Lは、D.L+ () () 港さく望平均満潮面)。

○3 L.W.L : D.L $\pm$ 0.00、D.LとT.Pの関係はD.L+ () =T.P $\pm$ 0.00。

1 栈橋下部工事

○（１）下部工事（杭の支持力）

○ア 基礎杭は () 杭 ϕ () mm () 工法による（○海上・○陸上）工事とする。

また、栈橋の鋼管杭打設は本工事に先立ち () 本の試験杭を施工し工法の選定を行い、監督官の承諾を得た後実施するものとする。

なお、試験杭の位置については監督官の指示による。

○イ 杭の打込み深度に変更が生じた場合は別途協議するものとする。

○ウ 鋼管杭の先端部は母材と同品質の補強バンド（ $t = ()$ mm、 $w = ()$ ）をアーク溶接により取り付けることとする。取付位置は杭先端の外側とする。

○エ 杭の打止まり付近は、10cmごとに観測用の標尺をつけ、打込み記録を監督官に提出すること。また、杭の打止めは動的支持力算定式により求められた許容支持力が設計支持力以上あることを確認することとする。

○オ 杭の施工管理基準は、次によるものとする。

(ア) 杭頭中心位置：10 cm以下

(イ) 杭天端高：±5 cm

(ウ) 杭の傾斜：直杭2°以下、斜杭3°以下

○ (2) 撤去工事

○ア 撤去工事における施工方法及び使用船舶機械について計画書を作成し、事前に監督官の承諾を得るものとする。

○イ 上部工の撤去は、支保工及び足場を設置した上で実施するとともにコンクリート殻等を海中に落下させないように養生するものとする。

○ウ 既設RC杭は潜水土によるパイルカッターを使用した切断とし、切断後クレーン付き台船で吊り上げ除去するものとする。

○エ 各撤去材は、台船にて（○図示・○監督官の指示）の陸揚げ場へ運搬後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、基地外処分場（L＝ km）、処分費（円／t）へ適正に処分するものとする。

2 栈橋付帯工事

○ (1) 付帯工

○ア 係船柱

（ア）係船柱及び付属品の材質は、次の表のとおりとする。

名 称	材質規格
係船柱本体	JIS G 5101（炭素鋼 casting 鋼品）SC450
アンカーボルト	JIS G 3101（一般構造物用圧延鋼材）SS400
六角ナット	JIS B 1181（六角ナット）並3級、4T
平座金	JIS B 1256（平座金）並丸鋼
アンカー板	JIS G 3101（一般構造物用圧延鋼材）SS400又は JIS G 5101（炭素鋼 casting 鋼品）SC450

（イ）係船柱の形状寸法及び形式は設計図によるものとする。

○イ 車止め

（ア）車止め及び付属品の材質は、JIS G 3101（一般構造物用圧延鋼材）SS400に適合するものとし、規格は次の表のとおりとする。

名 称	材質規格
車止め	JIS G 3193（熱間圧延鋼板）
アングル	JIS G 3192（熱間圧延鋼板）等辺山形鋼
基礎ボルト	JIS B 1178（基礎ボルト）J形
六角ナット	JIS B 1181（六角ナット）並3級、7H、4T

（イ）車止めの防錆処理は、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の2種HDZ55の規格を満足するものとする。

3 浚渫工事

○ (1) 浚渫土のN値別土質は、次を標準とする。

粘土質土砂 N値（ ）未満

砂質土砂 N値（ ）未満

レキ混じり土砂 N値（ ）未満

○ (2) 浚渫土は（ ）へ運搬するものとする。

4. その他

○ (1) 磁気探査

本工事に先立ち、海中残存爆発物等に対する危険予防措置として磁気探査（図示（ ） m^2 ）を実施するものとする。

磁気探査の探査有効深度は海底下（ ） m の機雷等の探査が出来る性能を有する磁気探査計を使用するものとする。探査完了後すみやかに報告書（ ）部を監督官に提出するものとする。

○（２）潜水探査

本探査は、磁気探査の結果をもとに不発弾等の有無の確認を行うものである。

探査方法は潜水探査（図示：（ ） m^2 ）とする。

なお、（ ） μWb 以上の異常物が検出された場合、ただちに監督官に報告し、安全に留意しながら人力掘削にて確認を行うものとする。

潜水探査中、残存爆発物らしきものが発見された場合は、位置確認の出来る標識を設置し、ただちに監督官に報告し、監督官の指示に従って措置を講ずるものとする。

探査完了後、速やかに報告書（ ）部を監督官に提出するものとする。

○（３）本工事に先立ち汚濁の拡散を最小限にするため、汚濁防止膜（カーテン長：（ ） m 、 $L =$ （ ） m ）を展張期間（ ）日間見込み、後日精算するものとする。

○（４）カーテンは耐腐食性に富むものとし、その品質構造についてはあらかじめ監督官の承諾を得るものとする。

○（５）浚渫工事に伴い周辺海域への濁りの影響を監視し、水質保全に計る為（ ）月～（ ）月までの（ ）箇月間汚濁防止膜の内外及び基準監視点において（ ）箇月に（ ）回次の調査を実施するものとする。

調査項目 SS 試験、濁度試験、 PH 試験、 COD 試験、 DO 試験

なお、水質保全目標及び監視計画を策定し、監督官に提出するものとする。

○（６）警戒船を（ ）日間見込み、後日精算するものとする。

○（７）水質汚濁防止対策のため、次のものを見込み、後日精算するものとする。

仮設備の名称	規格・寸法	数 量	設置期間	備 考
○水質汚濁防止膜	○単独・○連続 ϕ カーテン長 m	m	日	
○水質汚濁防止枠	$\text{m} \times \text{m}$ カーテン長 m	基	日	

7－13．仮設工事

○1 （ ）の施工に当たっては、必要な水替を実施するものとする。工事用潜水ポンプ口径（ ） mm ・揚水量（ ） m^3/h 、（ ） KW とし、（○ 作業時排水 日・○常時排水 日）を計上する。動力源は、最寄りの（○ 商用電源・○発動発電機）とする。

○2 （ ）の施工に当たっては、土留工（ ）を行うものとし、施工前に施工計画書を監督官に提出し、監督官の承諾を受けるものとする。土留工の存置日数は、（ ）日とする。

○3 交通誘導員（ ）人・日を見込み、後日精算するものとする。

○4 道路清掃員

ア 受注者は、本工事の施工にあたり、工事区域外において、工事関係車両の通行等で発生する土砂や粉じん等による汚損を除去し、道路の路面等を現状に回復することを目的として、次の事項による道路清掃を行うものとする。

（１）道路清掃員の方法：人力清掃

(2) 道路清掃の計上期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日

(3) 1日当たり清掃時間：午前作業終了前1時間、午後作業終了前1時間

イ 受注者は、道路清掃の実施に先立ち、施工計画書を作成し、監督官の承諾を得るものとする。

ウ 受注者は、施工計画書に基づき、道路清掃を行うものとし、日々の作業完了後、作業日報を作成する。また、作業日報には、清掃状況が確認できる写真を添えるものとする。

エ 受注者は、工事完了後、前項による作業日報を監督官に提出しなければならない。

オ 受注者は、道路清掃の実施にあたり、上述のアにより難しい場合は、あらかじめ監督官と協議するものとする。

○5 足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

7-14 その他

○1 立木補償金として、() 円（補償本数○○本）を見込むものとする。

○2 借地料（年間）として、() 円を見込むものとする。

民間用地 () 円/㎡、年 () ㎡

○3 既設浄化槽等の撤去に伴い、発生する洗浄汚水は、適正に処理するものとする。

なお、処理量 (m³)、処分費 (円/m³) を見込み、後日精算を行うものとする。

○4 取壊し撤去工事の実施に当たっては撤去する構造物の躯体寸法を調査し、処分するコンクリート（鉄筋、有筋その他に区分）の数量を算出し事前に監督官へ報告するものとする。

〔磁気探査工記載例〕

「水平探査」

1 調査概要

○ (1) 水平磁気探査面積・・・ () m^2

(地表面： () m^2 、深度 () m ： () m^2 、深度 () m ： () m^2 、深度 () m ： () m^2)

○ (2) () μWb 以上の確認異常点数・・・ () 点

○ (3) () μWb 以上のつぼ掘り・・・ () m^3

2 本探査は、地表面下- () m まで不発弾等有無の調査・確認・発掘を目的とする。

なお、深度 () m 以深の検査は工事の進捗状況等を考慮し、掘削作業に手戻りが生じないように実施するものとする。

3 本探査に使用する両コイル型磁気傾度計は、地表面下大型爆弾、砲弾等 () kg 以上) で- () m 、小型爆弾等で- () m まで探査できる性能を有するものでなければならない。

4 探査側線間隔は () m 、センサー速度 () m/sec を基準とし、その他の探査方法等については事前に監督官と協議し、承諾を得なければならない。

5 探査に先立ち、施工計画書及び有資格者（測量士補以上、火薬類取扱責任者）の免状（写）を作成し、監督官に提出するものとする。

6 磁気傾度計の記録は、位置、感度（大、中、小）の () 点以上が記録できる電磁オシログラフの性能は、ペン走行速度 () mm/sec 、紙送り速度 () cm/min を標準とする。

7 水平磁気探査に使用するセンサーの外管は金属性とし、キャブタイヤは、センサーよりの超電力を静電シールドするものでなければならない。

なお、キャブタイヤは着手前に振って断線の有無、静電シールドされていることを確認することとする。

8 センサーの保管又は輸送中の管理は磁気網、強磁気性体の影響やショック等を受けないよう十分に注意するとともに原則としてセンサーは () ha に () 回イレイサーで消磁を行い、良好な状態で使用すること。

9 磁気探査で使用する機器で、回路中に設けるフィルター及び増幅器はセンサーの性能を阻害するものであってはならない。

10 本探査実施中に測定された異常点は、正確な位置を平面図に記入し、監督官に報告する

11 本探査の結果、磁気量が () μWb 以上の異常点については発掘し、確認探査まで実施するものとする。実施予想数量の確認異常点数及びつぼ掘土量において数量の変更がある時は、後日精算するものとする。また、探査中 () μWb 未満の磁気量であって解析の結果、不発弾のおそれのあるものについては発掘し、確認探査まで行うこととするが、その経費については受注者の負担とする。

12 磁気探査は、鉄筋構造物等、磁気の影響があることが予想される場合はそれらの影響をなくすよう工夫するものとする。

なお、報告書には十分探査できなかった理由について明示するとともに、工事中に注意しなければならない事項等も合わせて明示することとする。

13 異常点の発掘は、爆弾、砲弾、その他の異常物が確認（視認）できる状態とし、監督官の確認を受けるものとする。確認は、磁気異常物撤去後、再度磁気傾度計で探査を行い、異常物の除去確認を行うものとする。

14 探査中又は発掘中の不発弾による事故については、受注者が全責任を負うものとし、次の保険契約証（写）を探査着手前に提出することとする。

なお、その経費は受注者の負担とする。

普通傷害保険（危険担保特約項付）又は労働災害総合保険。

- 15 本磁気調査の成果品（生産物）については、十分なる精査、考察を行うものであるが、本調査の特殊性により成果品（生産物）に対し、生産物賠償責任保険契約証（写）を探查着手前に提出することとする。

なお、その経費は受注者の負担とし、保険期間は探查着手後（ ）年とする。

- 16 14、15項で契約した保険について、探查期間、探查内容その他保険内容に変更を生じた時は、発注者と受注者とが協議を行い、速やかに契約を変更し、契約証（写）を提出することとする。
- 17 探查完了後は、次の内容により、原記録、写真、探查日報を各（ ）部、報告書を（ ）部提出するものとし、報告書には全ての異常点を記載するものとする。

成果品

○（1）14、15及び16項の保険証（写）

○（2）原記録（水平探查及び確認探查）

（注）原記録にはペン走行速度、紙送り速度、使用レンジを記入する。

○（3）現場写真（カラーサービス版）確認された磁気異常物全写真（5 μ Wb以上、5 μ Wb未満）

○（4）探查工日報

○（5）報告書（A-4版）

ア 異常点位置図(S=1/1000) イ 異常点測定一覧表

ウ 探查測線図 エ 説明文等

- 18 探查の報告書に誤謬又は疑義のある場合は、再度調査を実施させることがある。

- 19 その他

○（1）施工箇所の安全を十分に確認すること。

○（2）本探查の測定技術者は測量士補以上の有資格者でなければならない。

○（3）確認探查は火薬類取扱保安責任者（甲又は乙種）をもって当たらなければならない。

「鉛直探查」

- 1 調査概要

○（1）鉛直磁気探查延長・・・（ ）m

○（2）探查箇所・・・・・・・（ ）ヶ所

- 2 本検査は、地表面下-（ ）mまでの不発弾等有無の調査・確認・発掘を目的とする。

注1）地表面下-（ ）mまでの不発弾等有無の調査・確認・発掘は、水平探查で実施する。

注2）探查深度については、ボーリング（土質及び層厚とN値の相関関係）と不発弾埋設深度の予測資料により、試算し取り決めるものとする。

注3）探查深度については、以上の数量を見込み後日精算するものとする。

- 3 本検査に使用する磁気探查計の種類は、「両コイル型磁気傾度計」又は、「フラックスゲート磁力計」とし、性能は探查孔を中心に半径（ ）m以内の爆弾等を検知し、かつ孔底直下（ ）mについて判断できる性能を有するものでなければならない。

- 4 探查に際しては、ボーリング調査孔 ϕ （ mm）を併用し、探查計により（ ）mごとに孔底直下の安全を確かめながら所定の深度まで実施するものとする。

- 5 以上の記載なき事項は、「水平探查」によるものとする。

（注）水平探查の1、2、11及び13は除く。

第8 材料仕様

- 1 本工事の材料仕様は、本特記仕様書による他、共通仕様書の定めるところに従うものとし、これらに定めのない事項については監督官と協議するものとする。
- 2 本工事に使用する材料は、材料表に示す J I S 又は同等以上の品質・規格を有するものとし、J I S 以外のものは J I S と同等以上であることの証明を受注者の負担において提出するものとする。
- 3 受注者は、本工事の特性、必要とされる強度、耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、それにより材料を変更する場合は、監督官と協議するものとする。

○1 コンクリート仕様

	名 称	呼び強度(N/mm ²)	骨材の最大寸法(mm)	スランプ(cm)
○	鉄筋コンクリート	圧縮24	20(25)	12
○	鉄筋コンクリート	圧縮21	20(25)	12
○	鉄筋コンクリート	圧縮24	20(25)	8
○	鉄筋コンクリート	圧縮21	20(25)	8
○	無筋コンクリート	圧縮18	20(25)／(40)	8
○	均しコンクリート	圧縮18	20(25)	8
○	舗装コンクリート	曲げ4.5	40	2.5
○	舗装コンクリート	曲げ4.5	40	6.5
○	舗装コンクリート	曲げ5.0	40	2.5
○	舗装コンクリート	曲げ5.0	40	6.5
○	歩道コンクリート	圧縮18	20(25)／(40)	8

- 注) 1 JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) の標準品とする。
- 2 無筋コンクリート粗骨材の最大寸法 40mm は、施工部材厚 21cm 以上の構造物に使用する。
- 3 セメントは、JIS R 5211 (高炉セメント (B 種・C 種))、JIS R 5213 (フライアッシュセメント (B 種・C 種)) 又は JIS R 5214 (エコセメント) を標準とする。ただし、これにより難しい場合は、監督官と協議するものとする。
- 4 鉄筋コンクリート (コンクリート舗装工、トンネル工は除く) に関しては、スランプ値 12 c m を標準とする。適用に当たっては「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成 29 年 3 月)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打ち込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。
- 5 受注者は、設計図書に示すスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書 (施工編) の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督官へ提出し協議するものとする。

なお、品質確認方法については、監督官と協議するものとする。

○2 鋼材塗装仕様

タイプ		下塗り	中塗り	上塗り	備考
○	A	JIS K 5622 鉛丹さび止めペイント 1 種 0.20 kg/m ² m ² 2 回	JIS K 5511 油性調合ペイント 1 種 0.12 kg/m ² m ² 2 回	JIS K 5511 油性調合ペイント 1 種 0.10 kg/m ² m ² 1 回	
○	B	JIS K 5628 鉛丹ジンクロートさび止めペイント 2 種 0.14 kg/m ² m ² 2 回	JIS K 5492 アルミニウムペイント 2 種 0.10 kg/m ² m ² 1 回	JIS K 5492 アルミニウムペイント 2 種 0.10 kg/m ² m ² 1 回	
○	C	JIS K 5664 タールエポキシ樹脂塗料 2 種 0.23 kg/m ² m ² 1 回	JIS K 5664 タールエポキシ樹脂 塗料 2 種 0.20 kg/m ² m ² 1 回	JIS K 5664 タールエポキシ樹脂 塗料 2 種 0.20 kg/m ² m ² 1 回	

※ Aタイプは（屋外の ）に使用する。
 Bタイプは（屋外の ）に使用する。
 Cタイプは（屋外の ）に使用する。

○3 宿舎以外の金網柵仕様

材料名	規 格	寸 法	防 錆 処 理
柵柱	JIS G 3444 (STK400)	—	素材厚2mmを超え3mm以下： JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）のHDZT56以上 素材厚3mmを超え5mm以下： JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）のHDZT63以上
胴縁	JIS G 3444 (STK400)	—	柵柱に準ずるものとする。
金網	JIS G 3552 (Z-GS3以上)	線 径：3.2mm 網目寸法：56mm	○JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）の3種以上 ○JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）の3種Hに低密度 ポリエチレン樹脂（無色透明）を被覆したもの又は 同等品以上。 ○JIS G 3544（アルミめっき鉄線）等
番線	JIS G 3547	線 径：4.0mm	○JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）の3種以上 ○JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）の3種Sに低密度 ポリエチレン樹脂（無色透明）を被覆したもの又は 同等品以上。 ○JIS G 3544（アルミめっき鉄線）等
有刺鉄線	JIS G 3533	線 径：2.0mm以上の 2本より ピ ッ チ：100mm	○JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）の3種以上 ○JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）の3種Sに低密度 ポリエチレン樹脂（無色透明）を被覆したもの又は 同等品以上。 ○JIS G 3544（アルミめっき鉄線）等

※1 海岸付近等の環境の厳しい場所に設置する際には、耐久性を十分考慮して防錆処理等を選定するものとする。

○ 4 宿舍の金網柵仕様

材料名	規 格	寸 法	防 錆 処 理
柵柱	JIS G 3444 (STK400)	—	ア 下地処理は、(ア)又は(イ)を満足しなければならない。 (ア) リン酸塩被膜処理又はこれと同等以上の性能をもつもの (イ) JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の1種AのHDZA又はJIS H 8610（電気亜鉛めっき）の1種A3級のEp-Fe/Zn8 又は1種B3級のEp-Fe/Zn8/CM1を施し、さらにクロム酸塩被膜又はりん酸塩被膜の下地処理 イ 塗装は、以下を満足しなければならない。 JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）表2に規定する性能を満足する焼付け樹脂エナメル又は同等以上の耐久性のある塗料を用い、塗膜の厚さは20 μm以上とし、均一に塗装されたもの。
胴縁	JIS G 3444 (STK400)	—	柵柱に準ずるものとする。
金網	JIS G 3552 (V-GS2以上)	線 径：3.2mm 心 線 径：2.3mm 網目寸法：50mm	JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）に塩化ビニル樹脂を被覆したもの
番線	JIS G 3543	線 径：4.0mm	JIS G 3543（合成樹脂被覆鉄線）

○5 その他の材料仕様

材料名		規格	備考
1. 土工材料			
○1	購入盛土材	○良質土・○埋戻用砂・○クッション用砂・○再生砂 修正 CBR (%) () 以上	
○2	盛土材（建設汚泥から再生した処理土）	第（○1・○2・○3・○4）種処理土 建設汚泥から再生された処理土であること	
○3	盛土材（土木工用水砕スラグ）	天然砂等の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料	
○4	購入置換材	○良質土・○埋戻用砂・○クッション用砂・○再生砂 修正 CBR (%) () 以上	
○5	地盤改良材（地盤改良用製鋼スラグ）	サンドコンパクションパイル工法において、天然砂の全部を代替して使用することができる製鋼スラグ	
2. 基礎工材料			
○1	クラッシャラン(○C-30・○C-40)	JIS A 5001（道路用碎石）	
○2	再生クラッシャラン(○RC-30・○RC-40)	JIS A 5001（道路用碎石） ※コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
○3	クラッシャラン鉄鋼スラグ(○CS-30・○CS-40)	JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）	
○4	鋼管ぐい	JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK（○400・○490）	
○5	P C くい	JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）くい類Ⅰ類	
○6	R C くい	JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）くい類Ⅰ類（○1・○2）種	
○7	P R C くい	JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）	
○8			
3. コンクリート工材料			
○1	鉄筋（異形棒鋼）	JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）SD295	
○2	鉄筋（異形棒鋼）	JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）SD345	
○3	鉄筋（丸鋼）	JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）SR235	
○4	無機質浸透性塗布防水材	JASS 8（社団法人日本建築学会 建築工事標準仕様書・防水工事）M-301 規格適合品 ※工事完了後 10 年間保証すること	

材料名		規格	備考
○5	止水板	JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)	
○6	構造物目地シール材	JIS A 5758 (建築用シーリング材) 主成分による区分 () 系	
○7	構造物目地板	一般市販品 (樹脂発泡体) t=()mm	
○8	防水剤	標準混和量 () (質量：%)	コンクリート混和剤
○9	鋳鉄蓋 (簡易防水型)	破壊荷重 (○20・○80) kN 以上	
○10	コンクリート用スラグ骨材 (高炉スラグ骨材)	JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 ー第1部：高炉スラグ骨材)	
○11	コンクリート用スラグ骨材 (フェロニッケルスラグ骨材)	JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材 ー第2部：フェロニッケルスラグ骨材)	
○12	コンクリート用スラグ骨材 (銅スラグ骨材)	JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 ー第3部：銅スラグ骨材)	
○13	コンクリート用スラグ骨材 (電気炉酸化スラグ骨材)	JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材 ー第4部：電気炉酸化スラグ骨材)	
○14	コンクリート用再生骨材H	JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	
○15	高炉セメント	JIS R 5211 (高炉セメント) B種・C種	
○16	フライアッシュセメント	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) B種・C種	
○17	エコセメント	JIS R 5214 (エコセメント) ※高強度を必要としないコンクリート構造物又は コンクリート製品において使用	
○18	シリカセメント	JIS R 5212(シリカセメント)A種・B種・ C種	
○19	透水性コンクリート	透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上 ※雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を 必要としない部分において使用	
4. 路盤工材料			
○1	クラッシャラン (○C-30・ ○C-40)	JIS A 5001 (道路用碎石) 修正 CBR (%) (○20・○30・○80) 以上	
○2	再生クラッシャラン (○RC- 30・○RC-40)	JIS A 5001 (道路用碎石) 修正 CBR (%) (○20・○30・○80) 以上 ※コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
○3	粒度調整碎石 (○M-25・○M-30・○M-40)	JIS A 5001 (道路用碎石) 修正 CBR (%) 80 以上	上層路盤材
○4	再生粒度調整碎石 (○RM-30・○RM-40)	JIS A 5001 (道路用碎石) 修正 CBR (%) (○80・○90) 以上	上層路盤材
○5	クラッシャラン鉄鋼スラグ (○CS-30・○CS-40)	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) 修正 CBR (%) (○30・○80) 以上	上層路盤材
○6	粒度調整鉄鋼スラグ (MS-25)	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) 修正 CBR (%) 80 以上	上層路盤材

材料名		規格	備考
○7	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25)	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) 修正 CBR (%) 80 以上	上層路盤材
○8	再生加熱アスファルト安定 処理路盤材	○アスファルト舗装 マーシャル安定度 4.90KN 以上、フロー値 20~40 (1/100 cm) 及び空隙率 3~8% ○コンクリート舗装 マーシャル安定度 3.45KN 以上、フロー値 10~40 (1/100 cm) 及び空隙率 3~12%	上層路盤材
○9	砂	0.075mm ふるい通過量 10%以下	
○10	砂 (凍上抑制層)	0.075mm ふるい通過量 6%以下	
○11	砂	埋戻用	
○12	凍上抑制材	火山灰・火山礫 凍上試験 (道路土工要綱) に合格したもの。	
○13	凍上抑制材	切込砂利・切込碎石全量について、4.75mm ふるいを通過するものに対し、75 μ m ふる いを通過するものが、切込砂利で 9 % 以 下、切込碎石で 15%以下 修正 CBR (%) () 以上	
5. コンクリート舗装工材料			
○1	舗装用コンクリート平板	JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリ ート製品) 舗装・協会ブロック I 類 平板	
○2	再生材料を用いた舗装用ブ ロック (焼成)	・原料に再生材料を用い、焼成されたもの であること ・再生材料が原材料比の重量比で 20%以上 使用されていること	
○3	再生材料を用いた舗装用ブ ロック類 (プレキャスト無筋 コンクリート製品)	JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリ ート製品) 舗装・境界ブロック類 I 類に準ず る ・原料に再生材料が用いられたものであ ること ・再生材料が原材料の重量比で 20%以上使 用されていること	
○4	膨張目地板 (ゴム発泡体)	一般市販品 厚 (○10・○20・○25)mm 硬度 ()	舗装コンクリート
○5	膨張目地板 (樹脂発泡体)	一般市販品 厚 10mm、倍率 ()	歩道コンクリート
○6	スリップバー・チェア・タイ バー	JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) SR235・ SD295	
○7	鉄網	JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子) 材料は JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) SD295	
○8	路盤紙	JIS P 3401 (クラフト紙) 1 種	
○9	養生剤	コンクリート被覆養生剤	

材料名		規格	備考
○10	現場目地板	無石綿不燃建材 厚 5mm	
○11	加熱注入式目地材	米国連邦規格 SS-S-1401C	普通シーラ
○12	常温注入式目地材	米国連邦規格 SS-S-200E	耐油シーラ
○13	バックアップ材	・耐熱式 ・標準品	
○14	養生マット	一般市販品	
○15	モルタル	慣用配合 ○1:2 ○1:3	
○16	浸透強化剤	一般市販品	
6. アスファルト舗装工材料			
○1	細粒度アスファルト混合物 (13)	共通仕様書による。	
○2	密粒度アスファルト混合物 (13)	共通仕様書による。	
○3	粗粒度アスファルト混合物 (20)	共通仕様書による。	
○4	再生密粒度アスファルト混合物 (13)	共通仕様書の密粒度アスファルト混合物 (13)に準ずる。	
○5	再生密粒度アスファルト混合物 (13F)	共通仕様書の密粒度アスファルト混合物 (13F)に準ずる。	
○6	再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	共通仕様書の粗粒度アスファルト混合物 (20)に準ずる。	
○7	プライムコート	JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) PK-3	
○8	タックコート	JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) PK-4	
○9	L形側溝	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 路面排水溝類 I 類	
○10	歩車道境界ブロック	JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) 舗装・境界ブロック類 I 類	
○11	地先境界ブロック	JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) 舗装・境界ブロック類 I 類	
○12	ブローンアスファルト	JIS K 2207 (石油アスファルト) 針入度 ()～()	
7. 給水工材料			
○1	水道用鋳鉄管	JWWA G 120 (水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)	φ 200～400 (GX 形 S 種)
○2	水道用鋳鉄管	JWWA G 121 (水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄異形管) JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
○3	水道用鋼管 (SGP-PA)	JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)	屋内配管

材料名		規格	備考
○ 4	水道用鋼管 (SGP-PB)	JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)	屋内・屋外露出配管
○ 5	水道用鋼管 (SGP-PD)	JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)	地中埋設配管
○ 6	水配管用鋼管 (SGPW)	JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)	
○ 7	鋼製異形管	JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)	
○ 8	鋼管継手	JWWA K 150 (水道用ライニング鋼管用管端防食形継手)	
○ 9	鋼管継手	JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛铸铁製管継手)	
○10	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144 (水道配水用ポリエチレン管)	φ 50～150
○11	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145 (水道配水用ポリエチレン管継手)	
○12	水道用ポリエチレン管	JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) ○ 1 種 (軟質)・○ 2 種 (硬質)	φ 40 以下
○13	水道用ポリエチレン管継手	JWWA B 116 (水道用ポリエチレン管金属継手)	
○14	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)	
○15	硬質塩化ビニル管継手 (TS)	JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)	
○16	圧力配管用鋼管	JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)	
○17	仕切弁 (65A 以下)	JIS B 2011 (青銅弁) ○ 5K・○10K ねじ込み形仕切弁	給水用
○18	仕切弁 (φ 75 以上)	JIS B 2031 (ねずみ铸铁弁) ○ 5K・○10K フランジ形外ねじ仕切弁	露出給水用
○19	仕切弁 (φ 75 以上)	JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁) 2 種 7.5K 内ネジ式	地中埋設 給水用
○20	減圧弁	JIS B 8410 (水道用減圧弁)	
○21	弁きょう	JCW-104 (弁きょう) ○B5・○B6	JCW: 日本铸铁ふた・排水器具工業会規格
○22	弁きょう	JWWA K 148 (水道用レジンコンクリート製ボックス) ○ 1 号 (呼び径 300 以下) ○ 2 号 (呼び径 500 以下)	車道用
○23	弁柵ふた	JCW-103 (弁柵ふた) ○B-1 150・○MHA-P (○300・○450)	JCW: 日本铸铁ふた・排水器具工業会規格

材料名		規格	備考
○24	弁柵ふた	JWWA B 132(水道用円形鉄蓋) ○1号(呼び径 300 以下) ○2号(呼び径 500 以下)	車道用
○25	弁きょう	水道管理者指定品	
○26	逆止弁(φ75 以上)	JIS B 2031(ねずみ鋳鉄弁) 10K フランジ 形スイング逆止め弁	
○27	逆止弁(φ50 以下)	JIS B 2011(青銅弁) 10K ねじ込み形ス イング逆止め弁	
○28	鋳鉄蓋(防水型かぎ付)	破壊荷重 20kN 以上	
○29	ボールタップ	複式 20A 以下	
○30	定水位弁	型式(), 本体材質() 接続(○ねじ込み・○フランジ) 呼び径()mm	
○31	空気弁	JWWA B 137(水道用急速空気弁)	
○32	地上式消火栓	(○単・○双・○三方) 口 不凍式・打倒 安全装置付	
○33	地下式消火栓	(○単・○双) 口 不凍式	
○34	屋外消火栓箱	国土交通省型 HB-21(○鋼板・○ステンレ ス) 製	付属品共
○35	割T字管	接水部エポキシ粉体塗装 φ × φ 捨てバルブ(○付・○無)	不断水分岐工法
○36	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117(水道用サドル付分水栓)	不断水分岐工法
○37	離脱防止金具	()型管離脱防止 呼び径()mm	
○38	特殊押輪	()型管離脱防止 呼び径()mm	
○39	量水器	デジタル表示品(計量法に定める検定合格 品)	○遠隔指示装置付
○40	量水器	水道管理者貸与品	○遠隔指示装置付
○41	量水器柵ふた(ねずみ鋳鉄)	JCW-105(量水器柵ふた) ○MB-1・○MB-2・○MB-3	JCW: 日本鋳鉄ふ た・排水器具工業 会規格
○42	量水器柵ふた	水道管理者(○指定品・○貸与品)	
○43	給水ポンプ (○水中型・○地上型)	H= m 以上、Q= m ³ /分以上、出力 KW、φ=	
○44	消火ポンプ ((財) 日本消防設備安全セン ター認定品)	H= m 以上、Q= m ³ /分以上、出力 KW、φ=	制御盤、付属品付
○45	揚水ポンプ	H= m 以上、Q= m ³ /分以上、出力 KW、φ=	
○46	F R P 受水槽(複合板型)	呼称() t・(L ×W ×H) 保温型、() G 対応 有効容量 t	付属品 1 式共

材料名		規格	備考
○47	圧力給水ポンプユニット (インバーター制御)	H= m 以上、Q= m ³ /分以上、出力 KW、φ= 末端圧力一定型・赤水対策対応品 ○単独交互運転 ○ () 台ローテーション () 台並列運転	優良住宅部品 (BL 部品) 制御盤・付属品付
○48	地中埋設標	・コンクリート製・鉄製 (舗装部分) 頭部に矢印及び「水」等の用途を表示	公共建築設備工事 標準図 (機械設備 工事編)
○49	埋設標示シート	一般市販品	
8. 排水工材料			
○1	配管用炭素鋼管 (SGP 白管)	JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	
○2	鋼管継手 (白)	JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継 手)	
○3	配管用炭素鋼管 (SGP 黒管)	JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	
○4	鋼管継手 (黒)	JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継 手)	
○5	硬質塩化ビニル管 (VU)	JSWAS K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管)	
○6	リブ付硬質塩化ビニル管	JSWAS K-13 (下水道用硬質塩化ビニル管)	
○7	排水用リサイクル硬質塩化 ビニル管	AS58 (硬化ビニル管・継手協会)	
○8	硬質塩化ビニル管継手 (RR 継手)	JSWAS K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管継 手)	
○9	硬質塩化ビニル管継手 (DV)	JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管 継手)	
○10	リサイクル三層管 (RS-VU)	JIS K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニ ル三層管)	
○11	仕切弁 (φ 65A 以下)	JIS B 2011 (青銅弁) 5K ねじ込み形仕切 弁	排水用
○12	仕切弁 (φ 80A 以上)	JIS B 2031 (ねずみ鉄弁) 5K フランジ 形外ねじ仕切弁	排水用
○13	鉄蓋 (φ)	SHASE-S209 (鉄製マンホールふた) 破壊 荷重 (○20KN・○60KN・○200KN) 以上 ○JSWAS G-4 (鉄製マンホールふた) 荷 重区分 (○T-25 ○T-14) 以上	
○14	汚水ポンプ	H= m 以上、Q= m ³ /分以上、出力 KW、φ=	○予旋回槽付
○15	汚物ポンプ	H= m 以上、Q= m ³ /分以上、出力 KW、φ=	○予旋回槽付
○16	足掛金物	ポリプロピレン被覆製 (一般市販品)	
○17	F R P 製受水槽	国土交通大臣型式認定品	
○18	人孔側塊	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリー ト製品) I 類 マンホール側塊	

	材料名	規格	備考
○19	組立式マンホール	一般市販品	
○20	○汚水桝・○雨水桝・○街渠桝	一般市販品	
○21	小口径塩ビ桝	JSWAS K-7 (下水道硬質塩化ビニル製ます)	
○22	ヒューム管	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 暗きょ類 I 類 遠心力鉄筋コンクリート管 外圧管()形 (○1・○2) 種	
○23	ヒューム管 (B型) 用ゴム輪	水膨張性ゴム輪 (污水管に適用)	
○24	鉄筋コンクリート台付管	JSWAS A-9 (下水道用台付鉄筋コンクリート管)	
○25	自由勾配側溝	一般市販品 ふた○1・○2 枚掛	本体・車道用ふた
○26	U型側溝	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 路面排水溝類 I 類 U型側溝 (1種、L=○600mm・○1,000mm)	車道用側溝
○27	上ぶた式U型側溝	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 路面排水溝類 I 類 上ぶた式U型側溝 (○1種・○2種、L=○600mm・○1,000mm・○2,000mm)	1種 歩道用側溝 2種 車道用側溝
○28	落ちふた式U型側溝 (道路用鉄筋コンクリート側溝)	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 路面排水溝類 I 類 落ちふた式U型側溝 (○1種・○3種、L=○1000mm・○2,000mm)	1種 歩道用側溝 3種 車道用側溝
○29	U型側溝	一般市販品 (L= m/個)	
○30	上ぶた式U型側溝ふた	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 路面排水溝類 I 類 上ぶた式U型側溝ふた (○1種・○2種、L=○600mm)	1種 歩道用側溝
○31	落ちふた式U型側溝ふた (道路用鉄筋コンクリート側溝ふた)	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 路面排水溝類 I 類 落ちふた式U型側溝ふた (○1種・○3種、L=500mm)	1種 歩道用側溝 3種 車道用側溝
○32	U型側溝	一般市販品 荷重条件 ()	
○33	U型側溝蓋 (グレーチング)	一般市販品 荷重条件 ()	
○34	グレーチング蓋	耐荷重 (T-) スパン (L= cm) 衝撃 (○無・○有)	用途 (○側溝用・○横断用・○桝用)
○35	ボックスカルバート (RC)	一般市販品 荷重条件 (T-)、土被り設計条件 (~ m)	
○36	特殊円形水路	一般市販品	
○37	強化プラスチック複合管	JIS A 5350 (強化プラスチック複合管) JSWAS K-2 (下水道用強化プラスチック複合管)	外圧管

[illegible]

	材料名	規格	備考
○ 7	有機質土壌改良材(バー クたい肥)	N P O 法人日本バーク堆肥協会: A 級又は 全国バーク堆肥工業会: 1 級に適合したも の 【標準規格 (参考)】 ・ 有機物の含有率 (乾物) : 70%以上 ・ 炭素窒素比 [C/N 比] : 35 以下 ・ 陽イオン交換容量 [CEC] (乾物) : 70meq/100g 以上 ・ pH : 5.5~7.5 ・ 水分 : 55~65% ・ 幼植物試験の結果 : 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量 [N] (現物) : 0.5%以上 ・ リン酸全量 [P205] (現物) : 0.2%以上 ・ 加里全量 [K20] (現物) : 0.1%以上	
○ 8	有機質土壌改良材(下水汚泥 を使用した汚泥発酵肥料(下 水汚泥コンポスト))	① 製品に含まれる有害化学物質の含有 量(割合)が次の数値以下であるもの ひ素 : 0.005% カドミウム : 0.0005% 水銀 : 0.0002% ニッケル : 0.03% クロム : 0.05% 鉛 : 0.01% ②その他の制限事項 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準 を定める省令(昭和 48 年総理府令第 5 号) の別表第一の基準に適合する原料を使用 したもの 植害試験の調査の結果、害が認められない もの 有機物の含有率 (乾物) : 35%以上 炭素窒素比 [C/N 比] : 20 以下 pH : 8.5 以下、水分 : 50%以下 窒素全量 [N] (現物) : 0.8%以上 リン酸全量 [P205] (現物) : 1.0%以上 アルカリ分 (現物) : 15%以下 (ただし、土 壌の酸度を矯正する目的で使用する場合 はこの限りでない。)	
○ 9	金網柵	一般市販品 (JIS A 6518 (ネットフェンス 構成部材))	
○10	格子柵	一般市販品 (JIS A 6513 (金属製格子フェ ンス及び門扉))	一般鋼材製

材料名	規格	備考
1 1. 鋼構造物工材料		
○ 1 鋼材（鋼板・平鋼・形鋼等）	JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400	
○ 2 鋼材（鋼板・平鋼・形鋼等）	一般市販品 無規格品	
○ 3 縞鋼板	一般市販品	
○ 4 構造用鋼管	JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） STK（ ）	
○ 5 エキスパンドメタル	JIS G 3351（エキスパンドメタル）	
○ 6 デッキプレート	JIS G 3352（デッキプレート）	
○ 7 軽量形鋼	JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）	
○ 8 下塗用塗料（重防食）	・鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと	
1 2. その他		
○ 1 スノーポール	一般市販品	
○ 2 ガードレール	防護柵の設置基準・同解説（日本道路協会） の仕様記号Gr－（ ）－（ ）	
○ 3 じゃかご	JIS A 5513（じゃかご）円筒形じゃかご 線径（ ）mm、網目（ ）cm、径（ ）cm	
○ 4 ふとんかご	JIS A 5513（じゃかご）角形じゃかご 線径（ ）mm、網目（ ）cm、高さ（ ）cm、 幅（ ）cm	
○ 5 割ぐり石	JIS A 5006（割ぐり石）150～50mm	
○ 6 路面標示用塗料（溶融型）	JIS K 5665（路面標示用塗料）3種1号 ガラスビーズ含有量15～18%、溶融施工 ○白色・○黄色	道路用
○ 7 路面標示用塗料（常温型）	JIS K 5665（路面標示用塗料）1種 常温 施工 ○白色・○黄色	飛行場用
○ 8 低揮発性有機溶剤型の路面 標示用水性塗料（常温型）	揮発性有機溶剤（VOC）の含有率が5%以下	
○ 9 路面標示塗料用ガラスビーズ	JIS R 3301（路面標示塗料用ガラスビーズ）1号	
○10 アスファルトプライマー	一般市販品	
○11 排水用フィルターシート	厚（ ）mm	不織布糸
○12 基礎工	切込砕石・砂利（40～0）	
○13 玉石	150～250	
○14 防水モルタル	無収縮型	
○15 防塵仕上げ剤（表面固化剤）	（ ）樹脂、（ ）工法、 厚さ（ ）mm	工場用、倉庫用

材料名		規格	備考
○16	道路標識柱	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号) ○テーパースポール((○錆止2回・○亜鉛めっき)塗装、(○埋込・○ベース)式) ○路側用鋼管柱	
○17	道路標識板	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号) ○標識板(アルミ全面反射) ○規制標識板(アルミ全面反射) ○指示標識板(アルミ全面反射) ○補助標識板(アルミ全面反射)	
○18	土木用シート(吸出防止材)	再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されているもの	
○19	コンクリート支柱フェンス	H= m	
○20	格子柵用門扉	一般市販品(JIS A 6513(金属製格子フェンス及び門扉))	○片開き・○両開き
○21	転落防止柵	H= m	
○22	横断防止柵	H= m	

第9 施工管理基準

○1 当該工事における以下の出来形管理基準は次の表によるものとする。

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所

○2 当該工事における以下の品質管理基準は次の表によるものとする。

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所

○3 受注者は、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を使用する場合、写真管理として、施工現場で使用する当該建設機械の写真を撮影するものとする。

第10 調査及び詳細図等作成業務仕様

○1 一般事項

調査及び詳細図等作成業務は、本業務仕様、図面、防衛省整備計画局施設整備官制定「土木設計業務委託共通仕様書」及び「各設計要領」により実施するものとする。

なお、業務は、令和 年 月 日までに完了し、「調査・詳細図・数量調書等承認願書」とともに監督官に提出し、承諾を得るものとする。

○2 調査及び詳細図等作成者

調査及び詳細図等作成者（以下「作成者」という。）は、当省の測量・建設コンサルタント等業務の（○測量・○地質調査・○土木）業務に係る一般競争（指名競争）参加資格で（○A・○B以上・○C以上）の格付を受けているものとする。

○3 作成者の通知

（1）調査及び詳細図等を作成する際には、あらかじめ、作成者（総合工事等の場合にあつては、全ての者）を記載した「調査及び詳細図等作成者通知書」を工事監督官に提出するものとする。

なお、同通知書には、測量・建設コンサルタント等業務に係る資格審査結果通知書の写し（総合工事等の場合にあつては、主たる業務の者の写し）を添付する。

（2）調査及び詳細図等作成業務を第三者に委託する場合は、上述した「調査及び詳細図等作成者通知書」のほか、監督官の請求に応じて「下請負人通知書」を提出するものとする。

○4 中立性と情報の保持

作成者は、常に中立性を保持するとともに、詳細図等の作成上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

○5 詳細図等作成方針

作成者は、詳細図等の作成に当たり、対象物の目的を充分理解し、その機能が最大限に発揮できるよう留意し、経済的、合理的及び合法的であるとともに、周辺条件との整合性をもたせるようにしなければならない。

○6 詳細図等作成の承認

詳細図等の作成が完了したときは、提出するよう指定された詳細図等を添えて「調査・詳細図・数量調書等承認願書」を提出し、「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」の通知をもって完了とする。

○7 工事目的物の着手

受注者は、調査の成果及び詳細図等の承諾を得て、発注者との協議を了し、建設工事請負契約書第20条による設計図書の変更を行った後に、工事目的物に着手するものとする。

○8 現場代理人等の立会

調査及び詳細図等作成業務は、現場代理人等の管理の下に実施するものとする。現場代理人等は、作業の途中において作成者が工事監督官と協議を行う際には原則立ち会うものとする。

ただし、情報共有システム実施要領に基づき、詳細図等の確認等を実施する場合を除く。

○9 実施一般

（1）作成者は、詳細図等の作成開始に当たっては、現場代理人等立会いのもと監督官と十分協議し、詳細図等の内容に遺漏のないようにしなければならない。

（2）作成者は、詳細図等の作成に際し、関係する諸法令等の規定に適合するよう配慮するものとする。

（3）作成者は、打合せ会議等を実施した場合、議事録等を作成し、監督官の確認を受けなければならない。

（4）作成者は、関係機関との調整が必要な場合は監督官にその旨を報告し指示を受けた後に行うものとする。

○10 詳細図作成のための資料

詳細図作成完了後、作成者は速やかに貸与資料及び当該複写物を監督官に返却しなければならない。

○11 現地踏査

作成者は、詳細図等の作成に当たって既設周辺建物、地形地質、埋設工作物等を事前に十分熟知するため、監督官と協議の上、現地を踏査確認するものとする。

○12 中間報告

作成者は、監督官が必要とした場合は業務の処理状況について速やかに報告し、監督官の確認を受けなければならない。

○13 関連工事との調整

作成者は、必要な関連工事（建築・土木・電気設備・機械設備・通信）の作成者又は受注者と十分協議の上、詳細図等の作成を行うものとする。

○14 疑義

（１）作成者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議するものとする。

（２）作成者は、詳細図等作成上疑義が生じた場合は監督官と協議の上、解決を図らなければならない。ただし、詳細図等の作成上当然必要な事項は作成者の責任において実施するものとする。

（３）作成者は、詳細図等の内容を変更することにより、より適切な詳細図等の作成の実施が可能と認められる場合は、速やかに監督官に申し出、指示を受けなければならない。

○15 特殊材料の使用

作成者は、使用する材料が特殊である場合には、監督官の承諾を受け、詳細図等にその旨を明示しなければならない。

○16 詳細図等の内容確認

受注者は、監督官等の承認を受けようとする場合は、詳細図等作成の基本条件、関係法規等との適合性、数量調書、図面等の再度の確認を行うこと。

○17 契約不適合責任

詳細図等作成の完了後、受注者の責に帰すべき契約不適合が発見された場合、受注者は速やかに当該契約不適合の補正を行わなければならない。

○18 その他

本業務の報告書、測量図面、詳細図等はワープロソフト・表計算ソフト・CADソフト・デジタルカメラを用いて作成し、CD-R又はDVD-R（電子ファイル形式）に格納して提出するものとする。

○19 無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止について

（１）受注者は、無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止の観点から、インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限とし、飛行中は接続しないものとする。

（２）受注者は、インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去するなどの処置を講じるものとする。

○20 無人航空機を用いる場合については、事前に駐屯地等の許可を得るものとする。

○21 受注者は、工事に係る電子データの作成、管理等について、サイバー攻撃等により、建設工事等の電子データの情報搾取、情報漏洩、データ破壊、システム障害等があった場合又は予見される場合は速やかに監督官に報告を行い、必要な対処を行うものとする。

第 11 調査業務

○ 1 履行場所：

○2 業務内容

[illegible]

○3 一般仕様

- (1) 業務の実施に当たっては、本特記仕様書、図面及び以下要領等に基づき実施する他、測量については、「公共測量作業規程の準則（日本測量協会）」（以下「作業規程」という。）に準拠し、土質調査については、JISに定める試験法によるものとし、規格のないものについては、「地質調査の方法と解説（地盤工学会）」及び「土質試験の方法（地盤工学会）」と解説に準拠して実施するものとする。
- (2) 本業務は、以下の区域で実施するものであるので、関係諸機関へ入門手続等をするとともに、実施に当たっては諸規定に従うものとする。
履行場所：○○駐屯地 等
- (3) 本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として受注者において迅速に処理しなければならない。また、関係官公庁その他に交渉を要するとき、あるいは交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。
- (4) 業務に際し、図面と仕様書との内容に相違のある場合や明示のない場合、または疑いが生じた場合は監督官と協議するものとする。ただし、軽微な変更は、監督官の指示に従うものとし、この場合の業務委託料及び履行期間については変更しない。
- (5) 別途発注業務と競合する場合は、監督官の指示に従って、当該業務の関係者と協力し遺漏のないよう円滑な進行を図らなければならない。
- (6) 受注者は、契約後速やかに実施計画書を作成し、監督官に提出しなければならない。
なお、実施計画書に記載すべき事項は次の通りとする。
 - ア 実施予定表
 - イ 現場組織表
 - ウ 主要機材
 - エ 主要業務の調査検討方法
 - オ 安全管理
 - カ その他
- (7) 受注者は、調査地区の全体写真（4方向）及び主な調査業務の状況写真等を撮影し、整理提出するものとする。
- (8) 履行場所においては関係法規を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、現場の作業等者の出入り、火災・盗難の防止、風紀・衛生等の取締り、その他について十分な注意を払わなければならない。
- (9) 災害または事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。
- (10) 業務実施の都合上、夜間作業を必要とする場合は、監督官に報告するとともに、所要の手続きを行わなければならない。
- (11) 受注者は、検査のために必要な資料、労務及び機材の提供について監督官の指示に従わなければならない。また、完成検査及びそれに先立ち監督官が行う下検査に対しても管理技術者等を立ちわせなければならない。
- (12) 交付された設計図書（複製を含む）の内、監督官の指示するものは業務完了後すべて返却しなければならない。
- (13) 受注者は、監督官の指示する様式により業務の進捗状況、その他監督官の要求する報告書を提出しなければならない。
- (14) 成果物は、すべて発注者の所有とし、他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (15) 受託者は、業務完了後、関係区域内の後片付けを行うとともに、破損したものについては直ちに復旧し、清掃を行わなければならない。

(16) 受注者は、業務実施に際し、環境保全について特に注意するものとする。また、業務遂行に当たり環境が阻害される恐れのある場合は、あらかじめ対策を立て監督官と協議するものとする。

(17) 業務実施に当たり、契約上見込まれていない立木の伐採や枝払いが必要となった場合には、関係者と調整の上、事前に監督官に報告し、その指示に従うものとする。

(18) 本業務実施期間中、監督官が中間段階での成果物の提出を求めた場合には、その指示に従うものとする。

(19) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書、成果物のほか、管理技術者等通知書の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

○4 測量調査仕様

○(1) 地上測量調査

○ア 基準点測量

○(ア) 基準点測量は、(○1級・○2級・○3級・○4級) 基準点測量とする。

○(イ) 基準点測量に使用する既知点は、図面もしくは監督官の指示による。

○(ウ) 基準点測量の方式は、(○結合多角方式・○単路線方式) とする。

○(エ) 新点である基準点(ヶ所) には、所定の永久標識を設置する。

なお、設置する新点の位置及び設置方式は、図面もしくは監督官の指示による。

○イ 水準測量

○(ア) 水準測量は、(○1級・○2級・○3級・○4級) 水準測量とする。

○(イ) 水準測量に使用する既知点は、図面もしくは監督官の指示による。

○(ウ) 水準測量の方式は、(○直接水準・○間接水準) による。

○(エ) 新点である水準点(ヶ所) には、所定の永久標識を設置する。

なお、設置する新点の位置及び設置方式は、図面もしくは監督官の指示による。

○ウ 地形測量

○(ア) 地形測量は、「作業規程」の現地測量によるものとする。

○(イ) 地形図に記入する等高線間隔は(m) を標準とするが、現場状況に応じて補助等高線(m) を記入する。

○(ウ) 道路、構造物等の天端の高さ、その他等高線により判読できない地形の高さも記入するものとする。

○(エ) 地形測量に使用するBMは、図面もしくは監督官の指示による。

○(オ) 地形測量区域内に隣地境界がある場合は、境界位置の確認を行うものとする。

○(カ) 成果図面が数枚に及ぶ場合は、別途1枚に編集した全体平面図を作成するものとする。

○エ 路線測量

○(ア) 路線測量は、以下の項目を行う。

○現地踏査

○線形決定

○中心線測量

○仮BM設置測量

○I P設置

○縦断測量

○横断測量

- （イ）中心線測量の測点間隔は、（ m）とする。
- （ウ）縦断測量の方法は、（○直接水準・○間接水準）とする。
- （エ）横断測量の方法は、（○直接水準・○間接水準）とする。
- （オ）横断測量の幅は、（ m）見込むものとする。
- （カ）路線測量に伴う伐採は、（ m）見込むものとする。

○オ 既設構造物調査

- （ア）既設構造物調査として（○地下構造物・○地上構造物）の調査を行うものとする。（既存資料 ○有・○無）
- （イ）調査は、現地踏査を行い、平面位置、形状寸法等記入の既設構造物調査平面図（地形測量図を利用）を作成すると共に、既設構造物台帳（番号、平面位置、形状寸法、埋設深さ、流入出管底、写真等を表記）を作成し、提出するものとする。
 なお、推定部は凡例により明示するものとする。
- （ウ）既設排水ルートにおいて、当調査範囲外に流出（流入）している場合は、調査範囲外であっても最寄りの桝等までは、（イ）により調査を行うものとする。
- （エ）地下構造物は下表の項目について実施すること。

調 査 項 目	調 査 内 容	試掘箇所
○雨水排水施設	桝、寸法、深さ、管径、管種、 基準高さ、流れの方向	○人孔・桝による確認を行う ○試掘 ヶ所
○汚水排水施設	桝、寸法、深さ、管径、管種、 基準高さ、流れの方向	○人孔・桝による確認を行う ○試掘 ヶ所
○給水施設	埋設深さ、管径、管種、仕切弁等	○試掘 ヶ所
○屋外給汽施設	埋設深さ、管径等	○試掘 ヶ所
○送油施設	埋設深さ、管径、管種、仕切弁等	○試掘 ヶ所
○ガス配管施設	埋設深さ、管径、管種、仕切弁等	○試掘 ヶ所
○電気施設	種別（強電、弱電）	○人孔・ハンドホールによる確認を行う ○試掘 ヶ所
○通信施設	埋設深さ、ケーブルの本数、大きさ	○人孔・ハンドホールによる確認を行う ○試掘 ヶ所

○（オ）地上構造物は下表の項目について実施すること。

調 査 項 目	調査内容	試掘箇所
○ 建 物	構造、種別、寸法	
○ 鉄塔、電柱等	構造、種別、寸法	
○ 道路構造物	構造、種別、寸法	

○カ 立木調査

○（ア）（測量調査）の範囲について実施し、樹種、樹高、目通り周長、密度を実測し、調書を作成して報告するものとする。

なお、調書作成の際は、目通り径 10cm 未満と以上とに分けてとりまとめるものとする。

○（イ）調査立木は、後日確認できるような措置を講じておくものとする。

○（２）空中写真測量

○ア 空中写真測量

○（ア）撮影縮尺（1／ ）の撮影成果物を使用する。

○（イ）標定点測量等で国有林、私有林等に選点及び立入観測する場合は、あらかじめ管理者または所有者の許可を得て行うものとする。

○（ウ）図化縮尺は（1／ ）とする。

○（エ）平面図に記入する等高線間隔は（ m）とする。

○（オ）道路構造物等の天端高さ、その他等高線により判読出来ない地形の高さも記入するものとする。

○（３）深浅測量

○ア 深浅測量

○（ア）深浅測量は、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（日本港湾協会）」に準ずるものとする。

○（イ）深浅測量は、最寄りの基準点（L＝ m）を使用するものとする。

○（ウ）C．D．LとT．Pとの関連を明確にする。

○（エ）測深間隔は（ m）とする。

○（オ）測深線上の測位間隔は（ m）とする。

○（カ）響測深機により測深する。

○（キ）レッドにより測深する。

○5 土質調査仕様

○(1) 機械ボーリング

- ア 機械ボーリング（○ノンコア ○オールコア）の孔径は、（ mm）とする。
 ○イ ボーリングの位置については、監督官と協議の上決定するものとする。
 ○ウ 推定される地層は次のとおりである。

孔番号	推 進 長				
土質	No.	No.	No.	No.	No.
粘土・シルト					
砂・砂質土					
礫混土砂					
玉石混土砂					
軟岩（Ⅰ）					
軟岩（Ⅱ）					
硬岩					
計					

- エ J I S A 1 2 1 9により標準貫入試験を行うものとし、測定は1 m毎及び地層変化毎に行うものとする。
 ○オ ボーリングに伴って採取された代表的な土質のサンプルを、標本箱に整理のうえ提出するものとする。
 ○カ ボーリングにおいて、推定地層と現地において差が認められた場合、設計深度に達した場合及び支持層が確認された場合（または、確認されない場合）は、速やかに監督官に連絡しその指示を受けるものとする。
 ○キ ボーリングにおいて、地下水が認められた場合、ボーリング終了後地下水位の安定を待つて水位を測定するものとする。
 ○ク 報告書には、BMまたは仮BMからの高低関係を明示するものとする。
 ○(2) C B R試験
 ○ア 試験位置、試料の採取場所については、監督官と協議の上、決定するものとする。
 ○イ C B R試験は下表により行うものとする。

C B R試験	試 験 単 位	試 験 方 法
○現場C B R試験	1箇所3試験	J I S A 1 2 2 2
○変状土C B R試験	1箇所1試験9試料	J I S A 1 2 1 1 一般に路盤材料の修正C B R
○変状土C B R試験	1箇所3供試体作製3試験	J I S A 1 2 1 1 自然含水による設計C B R
○現状土C B R試験	1箇所4供試体作製3試験	J I S A 1 2 1 1 (水浸法) 水浸4日

- ウ C B R試験結果により切土路床、盛土路床の設計C B Rを当省（○道路施設設計要領・○飛行場基本施設等の設計要領）により算出し報告するものとする。
 ○エ 路床土改良配合試験の試験箇所及び試験方法は、監督官と協議するものとする。
 ○(3) 平板載荷試験
 ○ア 試験位置については、監督官と協議の上決定するものとする。
 ○イ 平板載荷試験は次表により行うものとする。

試 験 名	試験単位	試 験 方 法
○平板載荷試験 (道路用)	1箇所1試験	J I S A 1 2 1 5 載荷板径30cm 沈下量0.125cm
○平板載荷試験 (飛行場用)	1箇所1試験	J I S A 1 2 1 5 載荷板径75cm 沈下量0.125cm

○(4) 各種土質試験・サンプリング

○ア 試験位置、試料の採取場所については監督官と協議の上決定するものとする。

○イ 各種土質試験及びサンプリングは、次表により行うものとする。

適用	試験項目	適用土質	試験数	試験方法

○(5) 弾性波探査

○ア 測線の選定に当たっては、現地踏査を実施後、監督官と協議の上行うものとする。

○イ 測点間隔は10m、弾性波探査機24成分を使用し、調査の結果は分析後、ボーリング、地形測量との関連付けを行い、報告書に取りまとめるものとする。

なお、オシログラフペーパーの写しを報告書に添付するものとする。

○(6) 解析等調査業務

○ア ボーリングの結果に基づき、以下の構造物に関する基礎工法について考察を行うこと。

・
・

○イ 解析等調査業務の内容は以下の項目とする。

○既存資料の収集・現地調査

○資料整理とりまとめ

○断面図等の作成

○総合解析とりまとめ

○打合せ

○ 6 調査業務成果物

○ (1) 提出成果物は、次に掲げるものとする。

名 称	規格・寸法	マイラー原図	第2原図	青焼き	備考

○ (2) 電子納品

○ア 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設調査業務に係る電子納品手引書(案)」(以下「手引書」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

○イ 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で正副2部提出する。「手引書」で特に記載が無い項目については、監督官と事前協議の上決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、国土交通省の「電子納品運用ガイドライン(案)」を参考にするものとする。

○ウ 電子納品の提出の際には、国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

○ (3) 成果物に使用する計量単位

成果物に使用する計量単位は、国際単位系(SI)とし、従来単位を併記するものとする。

第 12 詳細図等の作成業務

○ 1 履行場所：

○ 2 業務概要：

○ 3 一般事項

(1) 適用範囲

業務の実施に当たっては、本特記仕様書などの設計図書に基づくものとする。

(2) 関係機関との調整

本業務の実施に当たり、関係機関との調整が必要な場合は、監督官にその旨を報告し指示を受けた後に行うものとする。

なお、本業務で予定している関係機関との調整は次のとおりである。

・
・
・

(3) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書、成果物のほか、管理技術者等通知書の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

○ 4 設計業務仕様

(1) 業務種別及び数量

次に示す項目の設計図書、設計計算書及び数量計算書を作成するものとする。

項 目	単位	数 量	備 考

(2) 特記事項

○ア 本特記仕様書に記載されていない事項は、「共通仕様書」による。

○イ 本業務の実施に当たり、次の資料を貸与する。

(ア) 測量・土質調査資料：

(イ) 各種設計要領等：

(ウ) その他設計資料：

なお、本業務において使用する技術基準類や文献については、業務計画書に記載するものとする。

○ウ 本業務の実施に当たっては、業務着手時、中間打合せ（○30％、○60％、○90％）、成果品納入時の段階で設計図等の必要な資料を監督官に提出し、業務打合せを予定している。

なお、打合せ予定回数は（ ）回を予定しており、受注者は、監督官と打合せ及び協議を行ったときは、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

○エ 本業務の実施に当たり、（ ）の申請書類作成に伴う関係機関との業務打合せを（ ）回予定している。

受注者は、関係機関と打合せを行ったときは、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、監督官に報告するものとする。

○オ 数量計算書の作成に当たっては、「土木工事数量調書作成の手引」によること。

○カ 本業務の実施に当たり、設計対象物に係るコスト縮減に資する工法・材料等について、積極的に監督官に提案するものとする。

○キ エネルギー消費性能の算出及びC A S B E E評価に係る書類作成・評価について、関連する設計業務受注者に協力するものとし、令和 年 月 日までに下表の業務受注者に必要な書類等を引渡すものとする。

関係業務

業務 種別	件名	履行期間	備考
建築			
設備			

(3) 設計図面の縮尺

設計図面の縮尺は、下表に示すものの中から適当なものを選ばなければならない。ただし、特別な場合は他の縮尺によることができる。

図 種	縮 尺
案 内 図	1/10,000 1/50,000
位 置 図	1/1,000 1/2,500 1/5,000 1/10,000
平 面 図	1/200 1/300 1/500 1/1,000 1/10,000
縦横断面図	V=1/30 V=1/50 V=1/100 H=1/300 H=1/500H=1/1,000
断 面 図	1/20 1/40 1/50 1/100
標準定規図	1/50 1/100
構 造 図	1/20 1/40 1/50 1/100
詳 細 図	1/20 1/40 1/50 1/100
配 管 図	1/200 1/300 1/500 1/1,000 1/2,000
仮 設 図	1/50 1/100 1/200 1/300 1/500

(4) 提出図書

ア 設計計算にコンピューターを使用する場合は、事前に監督官と協議すること。

イ 設計計算の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、計算過程を明確にすること。

ウ 成果物（紙）として提出すべき部数は次のとおりとする。

項 目	規格・寸法等	提出部数	
1 設計図書	A-1 特記仕様書、設計図含む	原 図	1 部
		コピー	2 部
2 設計計算書	A-4 設計説明書等を含む	原 図	1 部
		コピー	2 部
3 数量計算書	A-4 土量配分計画書等を含む	原 図	1 部
		コピー	2 部
4 その他	比較検討書、施工検討書等	原 図	1 部
		コピー	2 部
5 設計データ	設計図	CD-R	1 部
6 参考図書	設計に使用した参考図書	複 写	1 部

(電子納品)

(ア) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書（案）」（以下「手引書」という。）に基づいて作成されたものを指す。

(イ) 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出する。「手引書」で特に記載が無い項目については、監督官と事前協議の上決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、国土交通省の「電子納品運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。

(ウ) 電子納品の提出の際には、国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

(5) 成果物に使用する計量単位

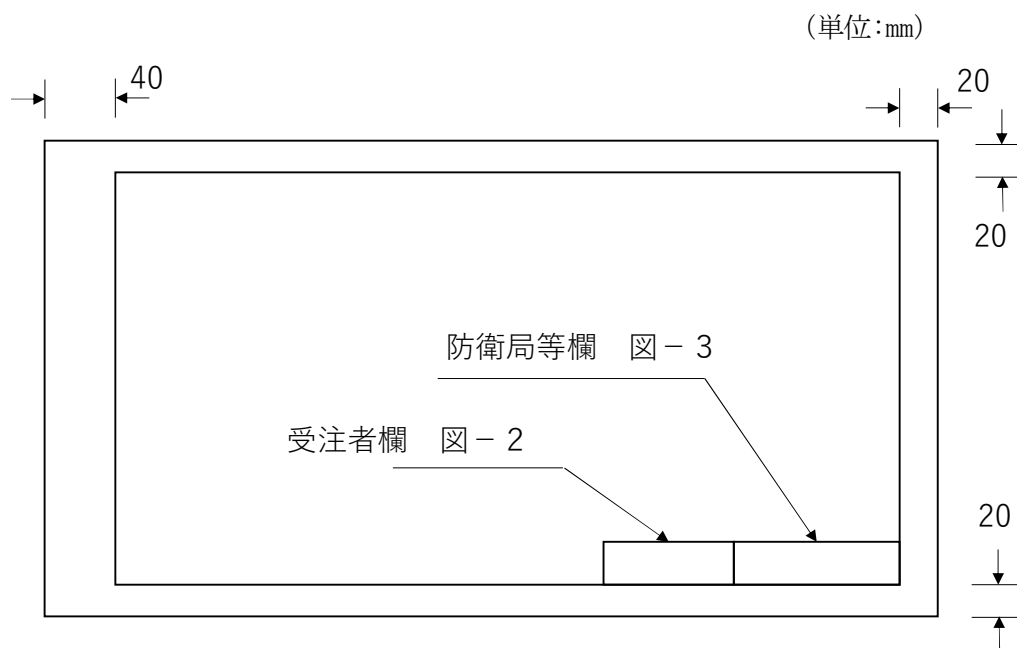
成果物に使用する計量単位は、国際単位系（S I）とし、従来単位を併記するものとする。

(6) 設計原図仕様

ア 設計原図仕様の寸法及び記載事項

(ア) 設計原図

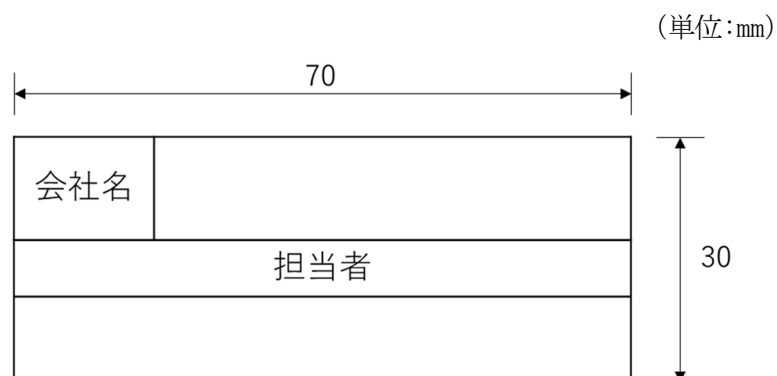
設計原図用紙は、図－１を標準とする。



図－１ 設計原図

イ 受注者欄

受注者欄の寸法・記載事項は、図－２を標準とする。



図－２ 受注者欄

ウ 防衛局等欄

防衛局等欄の寸法・記載事項は、図－３を標準とする。

(単位:mm)

115					30
工名	事称		図番号	全葉の内	
図名	面称		縮尺		
〇 〇 防 衛 局 調 達 部※1			令和 年 月 日		

※1 支局の場合は、〇〇防衛支局とする。

図－３ 防衛局等欄